平成29年　決算審査特別委員会(個別質疑)

1　開 催 期 日　　平成29年9月25日（月）　午前10時00分から午後4時20分

2　開 催 場 所　　庁舎5階本会議場

3　出 席 委 員　　國枝決算審査特別委員会委員長、中川決算審査特別委員会副委員長
野村委員、島崎委員、橋本委員、谷浦委員、稲田委員、藤田委員、
大迫委員、木村委員、坂本委員、川崎委員、尾崎委員、鈴木委員、
田辺委員、鶴谷委員、板垣委員、永井委員、山本委員、滝　委員

4　欠 席 委 員　　なし

5　委員外議員　　なし

6　市側出席者

【企画財政部】

企画財政部長	川　村　裕　樹	企画課長	橋　本　征　紀
まちづくり担当参事	熊　田　　仁	政策広報課長	平　澤　　肇
財政課長	佐　藤　　亮	都市計画課長	平　川　一　省
総合計画・男女共同・市民参加・市民協働担当主査	柴　　清　文	まちづくり担当主査	村　上　清　志
シティセールス・ホームページ・統計担当主査	山　本　真　伸	広報担当主査	松　下　慎　司
財政・予算担当主査	亀　山　貴　宏	緑・都市景観担当主査	川　口　芳　幸

【総務部】

総務部長	福　島　政　則	総務課長	杉　山　正　一
職員課長	佐　藤　直　人	行政管理課長	安　田　寿　文
秘書課長	岡　　謙　一	税務課長	米　川　鉄　也
防災・庁舎建設課長	及　川　浩　司	人事・厚生担当主査	槙　田　直　也
情報推進担当主査	寺　岡　　純	行政運営担当主査	高　橋　正　弘
税務係担当主査	宮　下　照太郎	市民税担当主査	永　坂　隆　之
資産税家屋担当主査	但　馬　広　宣	納税担当主査	波多野　拓　也
防災・防衛担当主査	中　田　貴　文	庁舎建設担当主査	伊　達　千　秋

【市民環境部】

市民環境部長	高　橋　直　樹		

【保健福祉部】

保健福祉部長	中　屋　　直	子育て支援室長	千　葉　直　樹
保険年金課長	渡　辺　広　樹	子育て支援室保育課長	高　橋　陽　子

【建設部】

建設部長	駒　形　　智	建築課長	中　島　秀　男
土木事務所長	新　田　邦　広		

【経済部】

経済部長	藤　木　幹　久		

【会計室】

会計室長	佐々木　　伸	契約課長	川　口　弘　恭
会計課長	広　田　　律	契約担当主査	塚　崎　俊　典

【監査委員事務局】

監査委員事務局長	川　合　隆　典	監査委員事務局次長	川　口　昭　広

【教育部】

教育部長	水　口　　真	教育部次長	佐　藤　直　己

【消防】

消防長	山　﨑　克　彦	消防本部次長	田　埜　裕　司
消防署長	山　口　洋　幸	総務課長	林　　正　明
予防課長	郷　路　忠　明	警防課長	本　田　高　広
救急指令課長	工　藤　邦　彦	総務担当主査	菊　池　亮　多
管理担当主査	和　知　真　人	警防担当主査	福　島　宏　幸

7　事　務　局

事務局長	仲　野　邦　廣	書記	金　田　　周

8　傍　聴　者　　2人

議事の経過

國枝委員長

おはようございます。ただいまから、決算審査特別委員会を開会いたします。

本分科会の日程は、既に各委員に配付の審査方法等協議資料のとおりであります。

各委員のご協力をいただき、日程どおり審査を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

審査に入る前に質疑の方法について確認いたします。

質疑は提出いただいた通告に則り行っていただきます。

回数は3回までとします。

質疑の順番は挙手いただき、委員長が指名した順となります。

通告をした全ての委員の質疑終了後に、各委員が 1 項目についてのみ質疑を行うことができます。但し回数は1回とします。

なお、総括質疑を行う場合には留保する必要がありますので、その旨を宣言されますようお願いいたします。

また、質疑は簡潔にお願いいたします。

答弁者におかれましても、簡潔に答弁されますよう、お願いいたします。

なお、傍聴の取り扱いについては、申し合わせにより、許可いたします。

それでは、議案第 12 号　平成 28 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

初めに、一般会計のうち歳入の質疑を行います。

田辺委員。

田辺委員

おはようございます。通告したとおり、歳入につきましては 1 点お考えをお伺いいたします。

決算の意見書の11ページになります、経常収支比率、28年度についてお伺いします。

2016 年度の決算の報告書では、財政の硬直化の指標である経常収支比率が 93. 6%となっており、ここ数年は大体90%台から91%台で推移してきたと思うんですけれども、ここに来て約2%昨年度より 2. 9 ポイントアップして、この数字になったのは、庁舎建設によるものなのか、その理由と今後この状態がしばらく続くものなのか、見通しについてお伺いいたします。

國枝委員長

佐藤財政課長。

佐藤財政課長

経常収支比率の関係ですが、平成28年度決算は、先ほどご質問ありましたとおり、経常収支比率が93．6%となっており、27年度と比較すると2．9%高くなっています。この要因としては、昨今の労務単価等の上昇による委託料等の物件費の増や、義務的経費である公債費、借金の償還費用の増によるものであると考えています。経常収支比率は数字が低いほど財政の弾力化があることを示す比率ですが、今後についても社会保障関連経費や、老朽化による施設改修に伴う公債費が増加する傾向にあり、今後も比較的高い状態が続くものと考えていますが、引き続き経費の抑制を図り、経常収支比率の改善に努めたいと考えています。

國枝委員長

田辺委員。

田辺委員

この経常収支比率を出すための計算式というのがここに載っていますけれども、その分母には臨時財政対策債も含まれているんですけれども、この対策債を除くともっと100%に近い数字になりますといいますか、私の認識としては私のまちは財政が健全ということで理解しているんですけれども、そういう数字になっていきますよね。この臨時財政対策債についての考え方を以前にも聞いたことがあるんですけれども、まだ理解ができないのでもう一度お伺いしますけれども、これは、今現在国が示す発行限度額というのがあると思うんですけれども、これを目一杯発行しているのかということと、この対策債については、赤字地方債というふうに考えるべきなのかどうかお伺いします。

これは、後々、地方交付税で補塡されるということになっていますけれども、これを目一杯国の大きな借金であって、今国はものすごく大きな借金があって、このまま借金を増やしていっていいのかという、後々将来への負担になっていくんじゃないのかということを不安に思うんですけれども、これが始まった2006年ごろには北広島市、約6億くらいだったのが、ここ数年は10億を超えた年も結構あって、16年度は約8億ということなんですけれども、これがいつまでも交付税措置がされるのかということの見解。　それと、今後、うちとして適正な収支比率というものの、どのくらいというふうな目標というんですか、指標みたいなものがあるのか、そこに向けての対策というのはどういうふうに取っていかれるのかお伺いします。

國枝委員長

佐藤財政課長。

佐藤財政課長

臨時財政対策債の関係と、経常収支ということなんですけれども、ご質問あったように、先ほど言いました、経常収支比率については、臨時財政対策債を含んだ数字となっています。臨時財政対策債は地方交付税の、ご存じかもしれませんけれども、原資が無いときに、国と地方で足りない部分を折半で借金をして、その分を一般財源として組み入れるという制度でして、一応国の今の姿勢、地方財政計画、経済財政計画とかで示されている国の姿勢としては、臨時財政対策債は交付税によって後々全額補塡するという方針でやっていますので、今後についても補塡されるんだろうということで、臨時財政対策債は全額示された額を借りている状況です。経常収支比率は、昨今、扶助費とか義務的経費の増加で各市結構高めのほうになっていて、規模の小さいところは別として、うちのような、人口規模が5万、10万、20万という市町村は、結構100に近いところまで数字は来ているのが現状となっています。対策としては、やっぱり義務的経費を減らしていくというのが一番なんですけれども、先ほど言いました公債費についても今後老朽化対策を進めるにあたって、どうしても施設の改修はしなきゃいけないということで、借金をするバランス、「施設は改修しなきゃならないし、とは言っても公債費は抑えなきゃならない」というところをいろいろ将来の負担とかも見ながら今後建設事業を進めていくことが重要であると考えております。

國枝委員長

田辺委員。

田辺委員

わかりました。

特別この何%くらいまで、何とか戻したいとか、そういうものはないということの理解でいいんでしょうか。

硬直化というか、決まったことしかできないということにだんだんなっていくのかなと思うんですけれども、例えば市民からの要望ですとか、いろいろな提案とかで、新しい事業に取り組むというのはなかなかこうなってくると難しいのかなと思うんですけれども、推進計画の中にあるものしか、なかなか挑戦できないというか、新しいものはできないというような、そういう流れに今後もなっていくという理解でよろしいんでしょうか。

國枝委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

いわゆる経常収支比率の関係から、新しい政策的経費にどれだけの財源を回していける

かというご質問だと思います。
　毎年当初予算を組むときにも、非常に大きな事業が固まる中で、どういった形で歳入に合わせて歳出を組んでいくのかという事業をしています。
　できるだけ少ない経費で新たな政策に取り組んでいると思っております。こういうことが、将来的にまちづくりに収入の面でも跳ね返ってきて、経常収支比率の改善にもつながるような事業を行っていきたいと思っていますので、少ない経費で最大の効果を上げる事業をこれからも行っていきたいと思います。

國枝委員長
　大迫委員。

大迫委員
　1点だけお聞きいたします。
　自動販売機設置場所貸付の入札についてお聞きいたしますけれども、28 年度貸付入札の台数と、総額を教えてもらいたいと思います。また、その際の一番金額が低い場所の金額、逆に高い場所の場所と金額を教えて下さい。

國枝委員長
　川口契約課長。

川口契約課長
　自動販売機は、市有施設 27 施設で 47 台を設置しているところです。総額は、609 万 5,169 円となっています。また、一番金額が低い場所は、自然の森キャンプ場で、貸し付け料は、5 千円となっています。自然の森キャンプ場は、台数は 1 台となっています。また、一番高いところは、芸術文化ホールで、台数は 4 台設置し、貸し付け料は、129 万 1,399 円となっています。また、1 台当たりの最も高いところは、本庁舎の 65 万 6,999 円となっています。

國枝委員長
　大迫委員。

大迫委員
　今回新庁舎になりまして、新庁舎の入札できる台数と、その総額はいくらだったんでしょうか。

國枝委員長
　杉山総務課長。

杉山総務課長

新庁舎の入札の台数についてお答えします。

新庁舎においては、1 階に自動販売機 2 台、2 階に 1 台を設置しています。本年 2 月 21 日に入札をして、今年度の総額は 5 月分からになりますけれども、356 万 1,217 円となっているところです。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

何点か歳入について質問させていただきたいと思います。

まず 1 つは、決算意見書の 8 ページなんですけれども、一般財源と特定財源の関係なんですけれども、一般財源については昨年に比べて下がってきておりまして、その分特定財源が増えているという状況です。これについては、国の交付金の収入などの影響もあるのかなと思うんですけれども、この特定財源の比率が大きくなっている要因についてどう分析されているのかということと、今後の動向などについてどう考えてらっしゃるのかお聞きします。

2 つ目は、不納欠損額と収入未済額の件なんですけれども、決算書の 15 ページから 17 ページの民生費にかかるものなんですけれども、1 つは児童福祉費の負担金なんですけれども、不納欠損額と収入未済額が増加してきておりまして、これは所得階層に特徴があるのかどうか。低所得者層の不納欠損とか、未収入額が増加しているのかどうかというところ。児童福祉費の負担金と、民生使用料の児童福祉使用料についてお聞きしたいと思います。

それから、建築費の決算書の 19 ページですけれども、これについても収入未済額、市営住宅の使用料だと思うんですけれども、収入未済額が増加しております。使用料とか、滞納繰越分は減少しているわけですけれども、もともとこの市営住宅については低所得者層の入居が前提になっておりますので、なかなか支払というのは厳しい状況にあると思うんですけれども、そこら辺の滞納状況と、今後の対応についてどう考えてらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

それから、決算書の 59 ページ、決算意見書では 85 ページですけれども、市税収入の諸収入。これは延滞金の収入が中心だと思いますけれども、この延滞金については差し押さえ等については減免措置とかがあると思いますけれども、分割納付をされている納税者に対する延滞金の状況について、数とか額とかが分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

國枝委員長

佐藤財政課長。

佐藤財政課長

一般会計の一般財源と特定財源の推移ということで、平成27年度決算と比較すると、一般財源は約1億5千万円の減額。特定財源は約8億5千万円の増額となっていまして、28年度は歳入全体に占める特定財源の割合が増加しているところです。この要因としては、一般財源の下がったほうについては、平成27年度から臨時財政対策債が約2億1千万円。それと、交付税が9千万円。あわせて約3億円減少したことなどによるものであり、特定財源については、道支出金において畜産競争力強化対策整備事業補助金。これは搾乳ロボット牛舎の導入に係る補助金なんですけれども、この補助金が皆増。ゼロから増えたということなどにより、道支出金全体で約3億7千万円増加したこと。また、市債においては新庁舎建設事業債が増加したことにより、市債全体として約2億5千万円増加したことなどによるものです。

また、今後の見通しということですが、一般財源は、今出されている平成30年度の総務省の概算要求においても、一般財源は前年度の水準を下回らないよう、一般財源の総額を確保するとされていまして、しばらくは例年と同様の規模の状態が続くと考えていますが、特定財源については、それぞれの年度に特殊要因があるかとは思いますが、少なくとも平成29年度は庁舎建設事業に係る市債の発行や庁舎建設基金の取り崩し、これらは特定財源となりますが、これを予定しており、その後においても、公共施設の老朽化対策に伴う市債発行が予想されることから、歳入全体に占める特定財源の割合は総じて高めに推移していくものと考えています。

國枝委員長

高橋子育て支援室保育課長。

高橋子育て支援室保育課長

児童福祉費負担金と児童福祉使用料の不納欠損額、収入未済額についてお答えします。

まず、児童福祉費負担金、こちらは施設型給付費と利用者負担金、いわゆる保育料です。不納欠損の対象者の所得階層については、中間層の世帯が4割程度、低所得者層が6割程度となっています。また、28年度の保育料が収入未済であった方の所得階層については、中間層の世帯が6割程度、それより低所得者の世帯の層が3割強となっています。滞納が長期化するほど、低所得の階層の世帯が残っていく傾向があると考えています。

なお、収入未済額は、主な要因は滞納繰越分ですが、調定額そのものが増額となっているという状況があります。それに伴い、未済の額も増えています。調定額に対して収納した率については、現年度分・滞納繰越分とも、微増となっています。それから、児童福祉使用料のうち、学童クラブ使用料の不納欠損額、収入未済額に係る所得階層の特徴ですが、学童クラブ使用料については、所得階層別の料金設定がありませんので、生活保護世帯または準要保護世帯に係る減免を受けている世帯かどうかという部分でお答えをさせていた

だきます。不納欠損の対象者は、7 割弱が準要保護の減免を受けている世帯となっています。生活保護世帯はゼロでした。また、28 年度学童クラブ使用料が収入未済だった方は、4 割弱が生活保護、または準要保護の減免を受けている世帯となっています。傾向としては、こちらも保育料と同様に、滞納が長期化するほど低所得の階層の世帯が残っていく傾向があると考えています。

國枝委員長

中島建築課長。

中島建築課長

市営住宅の家賃の滞納についてお答えします。

公営住宅の入居状況としては、先ほど山本委員からもありましたけれども、住宅に困窮している低所得者の世帯であり、入居者の中には経済的に不安定な方も多く、一時的もしくは長期的に滞納している世帯もあります。この滞納者に対しては、滞納の状況とか、支払いのお願いについて、毎月文書を郵送しており、さらに長期的な滞納者とは直接面談して、現年度分の家賃とか、過年度分の滞納の支払方法などについて本人と相談をしながら支払いを促しているという状況です。また、滞納家賃の徴収は、収入等の状況や、事情を把握しながら、適切な措置を取るよう国からも通知が出されており、住宅担当としても慎重に対応している状況です。今後についても、これまでの文書による督促を継続するとともに、滞納者本人との面談により、家賃の納付につなげていきたいと考えています。

國枝委員長

米川税務課長。

米川税務課長

諸収入のうちの分割納付者に対する延滞金の件数と額についてお答えします。

初めに、分納納付者の方の状況についてですが、人数は、前年と比べ、332 名減の 1,283 名で、滞納額は 5,289 万 7 千円減の 1 億 8,863 万 2 千円となっています。この中で、延滞金に関するものについては、納付件数は昨年度と比べ、367 件減の 1,004 件。納付額は 279 万 6 千円減の 4,878 万円となっています。その理由は、緩やかながらも、景気の回復傾向によるもの。それから、ここ数年の滞納整理を進めてきた、この 2 つの理由により、滞納分を納めていただく方が増えたということと、滞納者数と延滞金の金額が減少したことで、延滞金の減額につながったものと考えています。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

まず、一般財源と特定財源は、主に道の支出金と地方債ということなんですけれども、国の交付金はこの間地方創生の事業等で、かなり収入があると思うんですけれども、この国の交付金については、時限的な財源になっていると承知しているんですけれども、ここらへんでかなり新規事業が行われていると認識しているんですけれども、この国の交付金の時限的な見通しと言いますか、その財源あたりが今後どうなっていくのかというあたりが、国の動向を含めてどういうふうに考えられているかお伺いしたいと思います。

それから、保育料と学童保育の面については、やはり不納欠損と収入未済については、かなり低所得者層の延滞されている部分が多いと思うんですけれども、やはり先ほど市営住宅の問題についてはかなり直接面談されて、いろいろ状況も聞きながら収入状況を聞いているということなんですけれども、保育料とか、学童保育についてはそういう面談とか、そういう形でやられているのかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、諸収入については、かなり景気の問題と滞納のいろいろ努力の成果ということでお伺いしているんですけれども、私どもも分納者もなかなか一括で払えないということで、分納されている方の話を聞くんですけれども、かなり延滞金の利息が高いものですから、分納してやっていくと、延滞金がたまっていくんではないかというふうに心配される方も多いと思うんですけれども、その辺のところは実際には対応をされるのかお伺いしたいと思います。

國枝委員長

佐藤財政課長。

佐藤財政課長

地方創生交付金のことだと思うんですけれども、平成 28 年度は 8,500 万円入っていまして、昨年度から 5 千万円増と、こちらについては、山本委員おっしゃいますように、時限的ということで、5 年を目途にということで国の方針が示されていまして、今のところその方針は変わってないというふうに聞いています。この地方創生交付金を使い、今後 5 年を過ぎたときにその交付金がなくなったら、その事業はどうするのかということは今の状況で何とも言えないんですけれども、それぞれ事業の効果等を総合的に勘案して、廃止する事業を今後検討して行く必要があると思っています。

國枝委員長

高橋子育て支援室保育課長。

高橋子育て支援室保育課長

保育料と学童クラブ使用料の収入未済、滞納対策についてですが、文書でこれまでも督

促とか、催告を行い、支払いに不安がある方については、順次収納相談を行っているところです。たまってきますと、生活費の中から保育料を捻出することが経済的に非常に厳しい家庭もあると考えていますので、今後についても、保険料の納付が滞り始めた世帯については、額が高額になってしまう前に、収納相談を行い、分割払いとか、あとは児童手当からの直接納入等の相談を強化したいと考えています。

國枝委員長

佐藤財政課長。

佐藤財政課長

ちょっと数字を訂正させてください。先ほど地方創生関係交付金 5 千万円増と申しましたけれども、約 3,600 万円の増でした。申し訳ございませんでした。

國枝委員長

米川税務課長。

米川税務課長

分割納付をされている方については、まず 1 年もしくは 2 年以内に完納される方については、私どもは分納による自主納付を尊重させていただいています。2 年を超える方については、生活状況の変化を視野に入れる中で、財産調査とか、納税相談を改めて実施し、まず生活が好転しているような状況があれば、納付金額の増額をしてもらいます。延滞金に関しては、私どもも、決して低い利率ではないというふうには認識しています。その中で、分納納付の中でも、滞納されている方がまず不利にならないように、先に本税へ充当しています。本税が完納になり、延滞金のほうへの充当へ移行されるときに、延滞の減免があります。その条件はいくつかありますけれども、災害・火災・盗難に遭った場合とか、あと病気・負傷をされた場合、事業の廃止・休止・損失等が合った場合、こういった場合が延滞金の減免の対象になることから、こういった要件に該当する場合はこちらのほうから減免の申請への誘導や指導も行い、延滞金減免への対応をしています。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

保育料についても、収納相談をされているということなんですけれども、中間層も多いということなんですけれども、中間層の方も同じく納税相談をされていると思うんですけれども、そこら辺の納税相談による収納がどの程度うまくいっているのかなというあたり、

お聞きしたいのが１点目です。

それから、もう 1 つは、先ほどの分納者に対する延滞金なんですけれども、確かにいろいろ財政状況が好転したりして、原資から減らしていくと。減らしていって、分納にしながら延滞金も払っていくという形なんですけれども、先ほど言った延滞金の減免の基準というのは、かなり災害ですとか、所得の急激な減少とか、そういう形での条件が非常に厳しい状況にあるんです。私の考えでは、きちんと分納計画を立てて、誠実に払っている方については、差し押さえの減免基準と同じように、延滞金の減免制度を考えていくべきと思うんですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

國枝委員長

千葉子育て支援室長。

千葉子育て支援室長

保育料の滞納の件ですが、滞納者の方との面談等では特に所得階層別にやっていることはなく、一律の相談を受けているところです。また、保育料の特に滞納繰越分については、本年度から債権の一元管理として、保育料の滞納繰越分の徴収事務については、税務課に移管をしているところで、今後専門的なノウハウを有します税務課に対応してもらうということで、徴収率は今後今よりも上がるのではないかというふうに考えているところです。

國枝委員長

米川税務課長。

米川税務課長

延滞金の減免に関してお答えします。

延滞金は、納期内納付をしていただいている納税者の方と比べて、公平性それから公正性を保つために延滞金は徴収をさせていただいています。したがって、分納の申し出をいただいて、約束どおり納付していただいている方、もちろんいろんなご事情があるのは私どもも把握はしていますが、その中で延滞金というのは今のところ分納を約束どおりしていただく方に対して、延滞金の減免は対応できないと考えています。

ただ、いずれにしても納めたくても納められない実情というのは私どもも把握しなければならないと考えています。延納とか、分納等の徴収の緩和措置というのは本当に適切に用いていかなければならない。これを通じて福祉的な配慮を図るとともに、最後の糧を取ったが故に、そういった方の生活を困窮に貶めるようなことがあってはならないというところは私ども肝に銘じて対応させていただいていますが、そういった中で、今までと同じように親切、それからきめの細かい対応でやっていきたいと考えています。

國枝委員長

川崎委員。

川崎委員

私のほうから2点ほどお願いします。

まず、決算書の最初のほうの歳入のところの表の5ページ、6ページになろうかと思いますけれども、国庫支出金、また地方消費税交付金の収入現額と言いますか、予算との差について去年も私言ったような気がするんですけれども、そのことが意見書の28ページに書かれておりますけれども、当初予算の48億なにがしという金額が最初7億近い差が出ているということについての説明を詳しく、意見書の中身とどう合致するのか、説明していただきたい。それから建築確認というのはこのまちに新しく建物を建てるという方々が申請してくるところであると思っている。そう意味でこの件数がこのまちに28年度どの程度家を建てられたのかという目安になるか、証拠になるかと思うんですけれども、その確認申請の内容についてお尋ねしたい。それからよく仮設の申請も28ページに12万ほどのっておりますけれども、収入としてありますけれども、これは一体何件なのか、そして私が心配するのはその後、その仮説の建物が要は常態化してずっと、そのままないがしろにいるっていう例が、全国あちこちで見られるんですけれども、そういうことのないのかどうか、その辺について説明をお願いいたします。

國枝委員長

佐藤財政課長。

佐藤財政課長

予算と歳入の差ということのご質問かと思います。まず、国庫支出金の予算の差ということです。平成28年度は、川崎委員おっしゃいますように、予算現額約48億1千万円に対して、決算額約41億円と予算現額と比較して収入済額が約7億1千万円少なくなっています。決算書にもあるように、予算現額の48億1千万円には、28年度の各期の議会において議決をいただいて、今年度の6月議会でその状況をご報告しました、平成28年度から29年度に繰り越す歳入予算、例えば臨時福祉給付金給付事業補助金の1億6千万とか、輪厚中央通道路改築事業補助金の8千万とかありますけれども、これら繰り越す予算が合計で4億円この中に含まれています。この4億円には平成28年度で予算化しましたが、次年度に繰り越して、実質的には、平成29年度の予算となり、収入についても平成29年度の収入となりますことから、予算現額の48億1千万円からこの確実に入らないという繰り越す4億円を差し引いた44億1千万円と、決算額の約41億円を比較した3億1千万円が実質的な予算現額の差額となるものです。

この差額の主な要因としては、地方創生推進交付金、加速化交付金の補助採択の減など

により合計で約 5 千万円の減。障がい系の給付見込み減に対応した歳入として、障がい児施設給付金国庫負担金で約 4 千万円。障がい者自立支援事業負担金で約 3 千万円などの差額が発生しているところです。

続きまして、地方消費税交付金の関係です。こちらも予算額の対比でいきますと、平成28 年度は予算現額 12 億 8 千万円に対し、決算額が 10 億 8 千万円と約 2 億円予算割れしているところです。この予算割れの要因ですが、まず、剰余金、交付金の当初予算額は、平成 27 年度の決算見込み値を基礎として、国の 28 年度の地方財政計画や地方団体の歳入歳出見込みなどにおいて出された増減率、こちらを考慮し、28 年度の当初予算を見込んでいるところです。地方消費税交付金については 28 年度の予算編成時に国の地方財政計画において、対前年比 111%、要は平成 27 年度から 11%伸びると示されたことから、本市の予算額も平成 27 年度から同じくらいの伸び率で計上したものの、実際は真逆の 92. 1%、7. 9%減となったことにより、予算割れを生じたものであり、他の石狩管内市においても、同様に億単位の当初予算割れが生じるところです。

國枝委員長

中島建築課長。

中島建築課長

確認申請の件数等についてお答えをします。

決算書に載っている数字でいきますと、工作物含めて 22 件となっていますが、現在、私どもの市の窓口のほかに、民間確認もあります。川崎議員の先ほどのご質問の中では住宅等というお話がありましたので、そちらのほうの件数では、昨年が新築 196 件、民間確認も含めてです。平成 27 年が 162 件、26 年が 156 件、この 3 カ年をみても徐々に増えているという状況です。

次に、仮設建築物の許可についてですが、件数は 1 件ありました。この許可については、会社の事務所の建て替えを行うということで、新築の事務所が完成するまでの間、仮の事務所として営業するために申請されたということで建築基準法の第 85 条第 5 項の規定により、1 年以内の期間を定めて許可したものです。この案件については 3 月に許可したものですが、年内 12 月中には解体するということで許可しています。

國枝委員長

川崎委員。

川崎委員

国庫支出金等について、内容について理解できましたが、しかしながら 4 億円については理解はするんですが、その 3 億という数字が結局理由がないといったら語弊になるけれ

ども、ある意味少し積もった数字なのではないかと。私は、民間ベースの考え方ですけれども、収入はどちらかというと少なく見積もって、結果それ以上ありましたよというのが成果であるべきだと思っております。そういう意味では、実際に 40 何億の金額に対して、約 3 億という金が、これが入る予定ですよという部分について、これが正しいのかどうか。ちょっと研究していただきたいと思います。あらゆる面で役所の予算というのは、だいたい多めに見ているのではないかと。なぜこれ少なめに見られないのかなといつも疑問に思っております。少なめに見ることで、経費節減につながったり、実際に使う側のほうの、歳出側の制約にもなっていると思うので、その辺について、役所の考え方と、その民間ベースの考え方と違うかも知れないけれどもう少し研究していただきたいというふうに毎年思っておりますのでそのことを言っておきます。

それから、先ほどの建築確認の住宅の件でいいますと、過去 3 年間、156、162、196 件と伸びてきて、これについて、新しく施策をしたファーストマイホームだとか、おためしだとか、そういう関連で出てきているものというのは分析されているのかどうか。その辺について説明していただきたい。

國枝委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

住宅建築の増の関係でのお話しでの答弁ですけれども、平成 26 年 9 月からファーストマイホームのほうも進めていて、約 1800 人程度の定住者が増えていきている形の事業となっています。市内見渡していても、新築住宅の建てている状況が、ちらほら見えてきているかと思っていますけれども、私もそうやって若い世代の転入が加速化されて、そういった住宅建築に跳ね上がってきているという手ごたえは感じてきているところです。

國枝委員長

川崎委員。

川崎委員

実際には増えているんだけれども、私の知る限りでは、宅地を探してもなかなか北広島には良い宅地がないんだと。古くから売れ残ったところしかないんだということがあって、なかなか住みづらいというか、求めづらいという話をよく聞きますが、ある意味、制約があります。北広島には都市計画法という制約があって、新たな宅地開発がなかなか難しいという部分があるけれども、何らかの理由があれば、それを説得できる理由があれば、全く駄目ではなくて、そういう門戸は開かれていると思うんです。ですから駄目だということの判断ではなくて、何か良い理由をつけて、新しい宅地を供給できる方法はないかとい

うことを、ぜひ探し求めていただきたいですけれども、ご意見をいただきたい。

國枝委員長

川崎委員。

川村企画財政部長

当市の人口フレーム等の考え方の中で、これまでいろいろご議論させていただいて、非常にこういった世の中での、人口拡大、市街地を拡大していくというのは、非常に圏域の中でも難しいという判断は出ているものの、現在平成 32 年の後期の市街化区域等の見直しに向けて、区分の見直しに向けて、庁内でも具体的な検討に入っていこうというふうに考えています。ただ、ここで新たに場所を設定してここにいけるということはまだ申し上げられませんが、当市として今後どうあるべきかということを踏まえて、しっかりと議論をした上で、圏域の中で図っていきたいと思います。

國枝委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

私のほうからは、防衛関係補助金の中から 2 点お伺いいたします。

1 つは、自衛官募集事務委託金というのが、11 万 9 千円ありますが、この具体的な事務内容についてお伺いします。市広報などで募集のお知らせなどが載っているのも見かけますが、ほかにもあるのかどうかお伺いします。

もう 1 点は、学校高額備品というところに充てられている、160 万円があるんですけれども、こちらは具体的に何に充てられたのか、お伺いします。

國枝委員長

及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長

自衛官募集事務委託金について説明します。国からの法定受託事務である、自衛官募集に係る事務委託金、自衛官募集事務費委託金の使途ですが、28 年度は JR 北広島駅札幌方面行のホーム内駐輪場壁面に掲示しています、募集横断幕の作成、設置費用、そして今委員がおっしゃられました、年 3 回の広報紙への自衛官募集記事掲載料などになっています。

國枝委員長

水口教育部長。

水口教育部長

学校高額備品についてですが、教育環境の改善を図るという目的で、中学校のグランドピアノの更新に使用しているところです。

國枝委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

自衛官募集事務への委託金ですが、これまでずっと継続してある収入なんですけれども、過去少しさかのぼりますと、年度によって金額に100万円台の時や、400万円台の時もありました。この変動は何によるものなのか分かる範囲でいいのでお伺いします。

國枝委員長

及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長

自衛官募集事務委託金は、歳入で平成25年度は3万6千円、26年度4万5千円、27年度も同じく4万5千円、平成28年度は、本市が重点地区と指定されましたことから、11万9千円に増額になっており、引き続き29年度も重点地区ということで11万9千円の歳入を予算に計上しているところです。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは質問いたします。4点用意したのですが、経常収支のほうは田辺議員が質問したので、同じ質問なのでカットさせていただきます。3項目に絞って質問します。簡潔にお聞きします。

まず、歳入の不納欠損。決算書18ページですが、市税の不納欠損が前年に比べ、減ったという記述がございます。減った主な理由と、その取り組み内容についてご説明を求めます。

それから、2番目、歳入、諸収入。市営駐車場利用料の納付金は前年に比べて増えたのかどうか、それからまた、西口、東口駐車場の稼働率はどうだったのか、ご説明お願いします。

3点目、歳入、市ホームページ広告料。市ホームページ広告料は、106万の決算でありました。月平均の市ホームページのアクセス数は、28年度はどうだったのかお聞きします。

國枝委員長

米川税務課長。

米川税務課長

不納欠損の主な理由として、市税の動きについてお答えします。

まず、不納欠損についてですが、これは既に調定された歳入が何らかの理由で徴収が行えなかった時にその調定金額を消滅させる会計上処理のことを言います。市税において不納欠損になる場合としては、時効による納税義務の消滅ということで、これは5年間です。それから、滞納処分の停止後3年間経過した場合、それからもう1つが、滞納処分の停止後、その徴収不納が明らかであるため、ただちに納税義務を消滅させる場合の3つが該当となります。

次に、不納欠損の状況ですけれども、前年と比較して、額で2256万円減額の2065万3千円。件数では313件減の299件となりました。その理由としては、先ほども申し上げましたが、緩やかながら景気の回復傾向によるものと、ここ数年で滞納整理を私どものほうで進め、滞納分を納めていただく方が増えたことで、滞納者数と滞納金額が減少したという内容になっています。それから、具体的な取り組みについては、滞納整理の完結点というのが、滞納者個々の状況をわれわれのほうで把握をし、分割納付等で徴収をして、完納していただくか、あるいは差し押さえをするか、この差し押さえをしたものを、執行停止とするか、この3つとなります。不納欠損の大きな要因となる、滞納処分の執行停止については滞納者の生活ですとか、財産、居所等の調査を行って徴収できないとわれわれのほうで判断した場合には、速やかに不納欠損を実施しています。その基となるものとして、まず、納税相談の件数ですが、9,352件。それから、預貯金の調査が、7,670件。それから生命保険の調査が53,362件ということで、これらの調査を行い、滞納されている方の置かれている状況の把握に努めている、そういった取り組みをしています。

國枝委員長

新田土木事務所長。

新田土木事務所長

駐車場の納付金の状況についてご説明します。

平成28年度の納付金は、2,148万3,685円で前年度と比べ、額にして、82万7,025円。率にして約4%の増額となっています。駐車場の稼働率は算出していませんが、利用状況は、西駐車場で対前年比3%増の3万9,006台、東駐車場は、対前年比約9%増の5万2,076台であり、全体としては、対前年比約6%の総利用台数が増えた状況となっています。

國枝委員長

平澤政策広報課長。

平澤政策広報課長

ホームページのアクセス数について、お答えします。

市のホームページに広告が掲載されておりますのは、トップページですが、28 年度の市ホームページのトップページのアクセス数は1か月平均で約11万9,700回となっています。内訳については、パソコンが 6 万 2,500 回、スマートフォン、タブレットで約 5 万 7,200 回と、若干パソコンからのアクセス数が上回っている状況です。また、平成27年度のアクセス数の平均は1か月で約8万3500回でしたので、昨年比で1.4倍以上アクセスが増加したということとなります。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは再質問します。

まず、不納欠損ですが、おそらくいろんな努力をしてここまで、成果として上げられたかと思うんですが、実際のところやっている方は職員ということで、いわゆるマンパワーとしての質問をしますが、ここまでの成果を上げるにあたって、いわゆる夜間ですとか、土日ですとか含めて、時間外での努力、こういったものは 27 年 28 年と比較してどうだったのか。その辺の実態をお聞きしたいと思います。

それから2点目、駐車場の料金ですが、西も東も利用台数が上がっているということで、今後、利用台数の増加ということがまだ見込まれるということを予想しているのかどうか。また、そのためにPR活動をどのように取り組んでいるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、市のホームページですが、27年と28年を比べて、アクセス回数が約1.4倍ほど増えたということで、以前も質問しましたが、今 1 か月の広告料が月 1 万円ということですが、このアクセス回数を考えれば、民間でいうと、ホームページのアクセス回数が多いと、広告料金が上がるということになるんですが、1.4倍と増えた状況で、今後、月の広告料金がこのままでいいのかどうか。値上げの可能性がないのかどうか、見解をお聞きします。

國枝委員長

平澤政策広報課長。

平澤政策広報課長

ホームページの広告料についてお答えします。

市のホームページは、非常にアクセス数が増えていますけれども、今インターネット全体でアクセス数が大変増えています。これはスマートフォンが普及したこと、また、インターネット上で様々なサービスや物が買えるような体制が整備されて、インターネットを使う人、回数が非常に増えているということが要因です。このような状況の中で、私どもの市のホームページのアクセスが増えてはおりますけれども、広告価値があがったのかというと、なかなかそうも言いきれない部分があります。

それから、市のホームページのトップページには広告枠を 12 枠用意していますが、現在そのうちの 7 枠が埋まっているという状況で、まだ半分ちょっとという状況です。いっぱいになるような状況になっていけば、値上げをしてもいいのかなと考えてはいますが、今の時点で値上げをすると、逆に広告も減るのではないかという懸念を持っている次第です。したがって、今後もう少し状況を見てから、値上げについては考えてまいります。

國枝委員長

新田土木事務所長。

新田土木事務所長

市営駐車場の今後の見込みということでお答えします。これまで順当に利用台数伸びてきています。その伸び率が徐々に下がってきているというのは確かにありますが、今後についても、時間貸しとカード貸しのバランスを取りながら、隙間を埋めていくような形で、利用増につなげていきたいと。そういった意味では、まだ見込みがあると考えています。

PR については、これまで同様、他自治体への周知ですとか、指定管理者自ら行っているいろいろな PR を継続して、さらに増加に努めたいと考えています。

國枝委員長

米川税務課長。

米川税務課長

徴収に関して、私どもの担当の状況等を説明します。

まず、マンパワーについてご質問いただきましたけれども、休日納税相談ということで、12 月になりますが、ちょうど一番お金が動く時期に、その時期が効率がいいだろうということで、その時期に設定して、27 年度、28 年度ともに、大体 600 件ぐらいの方にご案内し、大体 15 件から 20 件ご相談があります。そのほかには、道内徴収、それから主に首都圏になりますが、道外徴収等も実施して、効果を上げています。それと、先ほど納税相談が 9,350 件ほどと申しましたが、この納税相談も時間外に来られる方、その時間に電話をいただく

方も多くいらっしゃいます。具体的な数としては押さえていませんが、納税者の方の時間に合わせるような形で、少しでも成果が上げるような体制を組んでいます。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。

再度、1 点だけ。納税相談で不納欠損を少しでも減らそうと思うと、丁寧な納税相談が必要になると思うので、これによって 28 年度、税務課として時間外勤務が増えたのかどうか、その辺はどのような押さえですか。

國枝委員長

米川税務課長。

米川税務課長

時間外勤務の具体的な数値までは、資料としては今日持ってきてはいませんが、9,352 件の納税相談は昨年と比べますと 900 件ほど減っています。これも先ほど申し上げたように、景気等の影響で滞納される方が減ったということで、この納税相談件数も減っていますが、決して好まれるお話し合いではないものですから、可能な限り少ない回数の中で、納税していただけるような形でやっていますので、時間外についても、全くゼロではありませんが、そういった効率も考えて、時間数としては少なくなってきているという現状です。

國枝委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

國枝委員長

以上で、歳入の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休　憩　　11 時 05 分

再　開　　11 時 08 分

國枝委員長

休憩を解き再開いたします。

議会費の質疑を行います。質疑による通告はありません。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

以上で、議会費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休　憩　　11 時 09 分

再　開　　11 時 09 分

國枝委員長

休憩を解き再開いたします。

次に、総務費のうち、総務管理費の財政管理費、会計管理費、情報化推進費のうち財政情報公開事業、契約管理費、企画費の企画総務費、都市計画調査費、広報費、交通対策費のうち、生活バス路線確保対策事業、生活バス路線利用促進事業、市民生活費のうち、男女共同参画推進事業、市民協働推進事業のうち市民協働推進事業、市民参加推進事業、空き家対策事業、統計調査費、民生費のうち、児童福祉費、児童母子福祉費の健やか子育て支援事業のうち出産祝金支給事業、公債費、諸支出金、予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書の質疑を行います。

板垣委員。

板垣委員

それでは、私から 2 点ほどお伺いします。

1 点目は、決算書 137 ページの徴税費についてであります。

2 点目は、107 ページの日本ハムボールパーク誘致についてであります。徴税費でありますけれども、徴税費の中身はどういった状態なんでしょうか。

國枝委員長

暫時休憩いたします。

休　憩　　11 時 11 分

再　開　　11 時 12 分

國枝委員長

休憩を解き再開いたします。

板垣委員。

板垣委員

日本ハムボールパーク誘致についてお伺いすればよろしいですね。

先進地視察を行われたと思いますけれども、どこを視察し、どのような知見を得たのかお伺いします。

また、昨年12月に当市が総合運動公園用地36ヘクタールのうち20ヘクタールを使ったボールパークを提案しました。天然芝の開閉式屋根付きの野球専用スタジアムやホテル、ショッピング施設、サブ球場や大規模駐車場、そしてボールパークに直結する新駅を誘致して利便性を確保するとした提案内容だったかと思いますけれども、まず、これらのイメージ図は外部専門家の助けを借りて作られたものなのかどうか、その辺のところをお伺いいたします。

國枝委員長

暫時休憩いたします。

休　憩　　11時13分
再　開　　11時13分

國枝委員長

休憩を解き再開いたします。

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

まず、先進地の視察に関して私が行きましたので、私のほうからご報告をさせていただきます。今回の誘致にあたり、昨年の7月25日から28日かけて、福岡県の筑後市、ここはソフトバンクホークスの2軍施設の誘致を行ったところであります。その後、広島のマツダスタジアムと仙台のkoboスタジアムのほうに私が行ってまいりました。いずれの場所においても、自治体職員と、誘致または整備にあたっての考え方、手法、行政サポートの内容についてのお話を伺ってきたところです。特に筑後市においては、ソフトバンクホークスの公募に手を挙げた自治体であり、ここは官民一体となった誘致に成功したところです。ここも使用されていない公園用地を活用し、新幹線の駅も誘致したということで、現在においてもそこの担当者とはいろいろと相談に乗っていただいているところです。

成果という点では、筑後市においては、行政ができること、事業者が行うことを、これら区別を協議の中で明確にして、対等な立場で協議を行ったということ。それから、誘致後においてはさまざまな、1軍も活用して連携事業を展開しており、規模は違いますけれど

も、誘致前、誘致後の取り組みについていろいろと情報交換をさせていただいたところです。こういった内容については、現在実務者協議を行っていますが、日本ハムファイターズのほうにもそういった事例については報告しながら、行政としてのかかわりについて参考にしながら、現在進めています。

次の答弁は参事のほうからさせたいと思います。

國枝委員長

熊田まちづくり担当参事。

熊田まちづくり担当参事

昨年球団に提出した提案書の関係ですが、この提案書は、外部などへの発注は行っておりませんで、全て職員のほうで作成しています。

板垣委員

この先進地視察に関連してですけれども、筑後市の場合は主に 2 軍が主体だったと思いますし、それから、日本ハムが考えているようなのとは少し違うのかなというように思いますが、国内のボールパーク、そのほかいろいろありますよね。大阪の京セラ、ボールパークといったらいいか、野球スタジアムと言ったらいいのかわかりませんけれども、福岡のヤフオクドームなんかもいれて、そういうスタジアムあるいはボールパークで採算のとれているところがあるのかどうか。その辺をまずお伺いいたします。

そして、12 月に提案した内容につきまして、20 ヘクタール、あるいは 36 ヘクタールあれば、こんなパークができるというような単なる構想だったのでしょうか。具体的にこれを実現させるための建築整備費だとか、あるいは維持管理費はだいたいどのくらい掛かるのか。そういうような腹見積もりがあったのかどうか、お伺いいたします。

國枝委員長

熊田まちづくり担当参事。

熊田まちづくり担当参事

国内のスタジアムの採算の状況ですが、全てのスタジアムのデータは把握していませんが、例えば、今年私どもで視察した広島カープのマツダスタジアムに関しては、ここ数年成績もさることながら、いろんな営業努力ですとか、サービスの提供を続けているということも相まって、ここに関しては採算といいますか、黒字がここ数年続いているというふうに伺っているところです。ちょっとほかの球場に関しては申し訳ございませんがここでは把握しておりません。

それから、提案書の作成に関して、費用等の関係ですけれども、この提案書を作成した

段階ではあくまで市のほうで考えるボールパークというもののイメージ、それから大まかな機能について表したもので、この時点では具体的な費用等については想定はしていませんでした。今後、実務者協議等を通じて、具体的な機能ですとか、規模感が徐々に明らかにされてくると思いますので、そういった情報を収集しながら、順次財政的なコストなどについても検討を進めたいと考えています。

國枝委員長
　板垣委員。

板垣委員
　いただいた答弁については、こんなところだと思いますので、留保させていただきます。
　総括質疑で取り上げさせてさせていただきます。

國枝委員長
　滝委員。

滝委員
　それでは、決算書 103 ページ、成果に関する報告書 59 ページ、大学生市内移住推進事業について 1 点のみ質問させていただきます。
　こちらは、当初予算 300 万円、100 件の移住があることを想定した予算だったと思いますけれども、結果は 29 件ということで、3 割程度。この理由についてお伺いします。

國枝委員長
　橋本企画課長。

橋本企画課長
　大学生市内居住推進事業については、星槎道都大学の部分でお答えしますと、大学側からは実際に北広島市に居住している新入学生の人数は 80 名程度ということで伺っています。補助金の条件に住民票の異動を義務付けており、こういったことも申請が多くならない理由ということで考えているところです。
　そういった状況があって、現在、申請件数が伸び悩んでいる状況にあるものと考えています。

國枝委員長
　滝委員。

滝委員

そういったことを踏まえて、今年度29年度は半額の150万円になったと思うんですけれども、現在も同じような状況が続いているのかということ。

市内、これは星槎道都大学だけではなく、ほかの大学生にも適用されると思うんですけれども、そちらのほうの状況についてお伺いします。

國枝委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

本年度は、現在30数件ということで、前年度の件数よりは増えています。これまでに学生への周知ということを考える必要があり、大学と連携して、郵便物にチラシを同封させていただいたり、毎年行われている新入生歓迎会に職員が出向き、制度の説明を行っています。また、新入生歓迎会では実際に申請をされた学生にご協力いただき、手続きについて、手続き自体は決して煩雑なものではありませんので、そういったことを学生の言葉でお話をいただいたりしています。こういった取り組みもありまして、少しではありますが、昨年度よりは申請が増えているのかなと考えています。

また、本事業は星槎道都大学だけではありませんので、市外にある学校も対象となっていますが、昨年度は1件、市外の大学の学生がいましたけれども、今年度は、これまで市外の学校に通っている学生からの申請は、現時点ではありません。そういった状況です。

國枝委員長

田辺委員。

田辺委員

それでは、通告書の2点を質問させていただきます。

1つ目は、市民参加推進事業についてなんですけれども、決算書114ページ、報告書の63ページです。こちらの経費については、ほとんどが市民参加推進会議の委員の方の報酬だと思うんですけれども、まず、この会議の持ち方と言いましょうか。今年5回開催したということですよね。それで、私も旧庁舎の時何度か傍聴させていただいたんですけれども、会議の持ち方が会議室の形態もあるのかもしれないんですけれども、非常にぴりぴりした、静かな雰囲気でなかなか意見の出づらいような印象を受けたんです。新しい庁舎になって会議室の形態も変わって、また変わってくるかもしれないんですけれども、机の配置ですとか、いろいろこの持ち方に工夫が必要ではないかと思うんですけれども、こちらについてはいかがでしょうか。

それから、市民参加条例の中で審議会等の日程、これは市民にお知らせすることを努め

るべきものと位置付けられていると思うんですけれども、これがなかなか、私も何度もこれまでもお話ししているんですけれども、統一されていないのが実態ではないかと思うんです。庁舎も非常に少ない状況だと思うんですけれども、事務事業評価を見ますと、より参加しやすい仕組みや周知の方法等に検討が必要ではないかというご意見がありましたけれども、その辺についてはどのように感じていらっしゃるのかお伺いいたします。

それから、もう 1 点の、北広島婚活支援事業についてです。決算書 102 ページ、報告書 58 ページ。これは、2016 年度、3 回のイベントを企画して、カップルが 15 組、そのうち結婚まで到達したのが 1 組ということなんですけれども、これについて、この 1 組の方は地元に定着することができたのかということと、これまで何年かこの事業をやってこられていると思うんですけれども、これまでの成婚率は何組で、定着はされているのかということをお伺いします。それから、この事業についても約 45 万円のうちほとんど委託料ということに、約 40 万くらいが委託料ということで、ハートセレクションほかというふうになっているんですけれども、この委託先は、「ほか」というのはどういうところに委託されているのか。この企画もいろいろ趣向を凝らして提供していると思うんですけれども、これは職員の方も参加されているのか。それと、3 回のイベントの応募状況というのはどのうだったのか。参加者が抽選とか、そういう感じになったのか、それから男女の違い。その辺はあったのかどうかお伺いします。

市民交流広場（仮称）整備事業なんですけれども、決算書 100 ページです。これは、市民会議の報告書、議事録とかを読ませていただいたんですけれども、この市民会議は 3 回の予定が 2 回で終わっているんですけれども、この辺についての理由と、市民公募 1 名のみということだったんですけれども、多くの市民が使うという観点からして、1 名ということはないと思うんですけれども、たくさんの意見を聞いたほうがいいのではないかと思ったんですけれども、その辺の見解をお伺いします。

國枝委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

まず、市民参加推進事業についてですが、市民への情報提供ということで、市民参加条例において、市民参加を求める場合には必要となる市民参加の方法を定めています。これに基づき、パブリックコメントや審議会等を開催する時にはホームページや広報紙で周知しているところです。また、今年の事業取り組み予定となりますけれども、本年 11 月には、市民参加への関心を深めるために、市民参加フォーラムの企画をしており、こういった取り組みを通じて、市民参加に対する関心、理解を深めていきたいと考えています。

また、市民参加推進会議の持ち方ということでのご質問ですけれども、こちらにつきましては、やはり審議会ですので、活発な議論がそこで交わされる会議の雰囲気作りという

ものも非常に大切なのかなというふうに考えています。こちらについては、会議の会長とも相談をしながら今後の会議の運営について考えていきたいと思います。

次に、北広島婚活支援事業についてお答えします。こちらにつきましては、これまでに1組成婚ということで実績があります。残念ながら北広島市に定住にはなっておりませんので、1組の成婚に対して、実際に市の定着という部分で見ますと、ゼロ件という形になります。本事業は、民間事業者に運営支援委託ということでご協力いただいています。この中身は、婚活の中において行うセミナーですとか、その後の相談会、アフターフォローに対する支援という形でお願いをしており、婚活運営そのものについては市のほうで実施しています。あと、職員の参加ということで、人数は、数字で押さえていませんけれども、過去の婚活では、市の職員が参加しているところです。あと、参加申込みの状況ですが、毎回男女各 15 名程度を募集しているわけですが、傾向としては、女性は、すぐ 15 名の枠が埋まる状況です。男性はなかなか定員まですぐ申込みいただける状況にはありませんが、そこは時間をかけると 15 組揃うというような状況で、今事業を運営しています。女性は多い時には定員の倍の人数を申込みいただく場合もありますので、そこについては、過去の参加の状況とかを踏まえ、市のほうで参加者を決めさせていただいているところです。

國枝委員長

熊田まちづくり担当参事。

熊田まちづくり担当参事

市民交流広場に関しましてお答えします。

まず1点目、会議の回数についてですが、当初3回の予定ということだったんですが、2回の会議の中で、おおむね広場に関する整備の方向性というものが意見として取りまとまり、会議の初期の目的を果たしたという判断をさせていただき、2回で終了としたところです。

市民公募 1 名ということで、ちょっと少ないのではないかというご質問だったかと思うんですけれども、この委員は、市民公募の方のほかにも、学識経験者とか、団体代表の方にも入っていただいており、限られた人数の中でほかとのバランスも考慮して今回このような構成になりましたが、今後の整備を進めていく上で、市民会議という形ではないんですが、いろいろな団体の皆さんとか、市民の皆さんのご意見なども引き続きいろいろな形でお聞きしながら、そういった意見も踏まえて整備を進めたいと考えています。

國枝委員長

田辺委員。

田辺委員

今の市民交流広場についてなんですけれども、意見がもう十分揃ったので 2 回で終わったと理解しましたけれども、それであるならばもう 1 回余裕があったということであるならば、もう少し多くの人の意見を聞くなんらかの機会をつくっても良かったのではないかなと感じました。委託料は、648 万円ということなんですけれども、こちらの内容についてはどのようなもので、今後整備に向けてはどういうことが考えられているのか、報告書の内容とか、いろいろ会議録とかを見ますと、経費をなるべく掛けないで、最小のコストでという言葉がたくさん出てくるんですけれども、その見解についてお伺いします。

続いて、市民参加推進事業なんですけれども、審議会の日程についてなんですけれども、今市のホームページのイベント欄のところでお知らせの部分しかないのではないかと思うんですけれども、なかなかこれでは私は不十分だと思うんです。いろんな、あそこは広報に載っているイベントもたくさん、市の広報のお知らせ部分にもたくさん載っているということで、審議会ですとか市民参加の部分というのはやっぱり別の枠をきちんとつくっていかなければいかないのではないかと思うんですけれども、本当に情報が市民に届かないと思います。それから、各課のタイミングというか、バラバラだと思うんです。本当に直前になって載せるところもあれば、全く載せていないところもあると思うんです。その辺のきっと徹底したルールをつくっていくことが大事ではないかと思うんですけれども、その点についてお伺いします。

それから、会議録の公開についてなんですけれども、これもなかなか時間が掛かっていて、半年たっても載らないものがあるんですけれども、これは経費の問題なのかどうなのか、その辺のところをお伺いします。

婚活事業については、1 組というお話でしたけれども、これまで数年間やってきて 1 組ということなのか。過去にはあったのかということをお伺いします。それから、例えば、民間の力も借りながらやっているということですけれども、今後この形態でずっと継続していくものなのかどうかということもお伺いします。費用対効果と通告に書きましたけれども、その辺の関係もお伺いします。お願いします。

國枝委員長

熊田まちづくり担当参事。

熊田まちづくり担当参事

市民交流広場の市民会議の関係ですけれども、今ご指摘がありましたとおり、もう 1 回意見を開いて聞くという選択肢もあったかと思うんですが、あくまでこの市民会議としての役割としてもう果たしたであろうと、こちらで判断をさせていただいたところです。先ほども申し上げましたけれども、市民会議という形では 2 回ということで終わりましたけれども、引き続きいろいろな形で市民の皆様の意見を頂戴する機会はつくりたいと考えて

います。
　それから、委託料の関係ですが、こちらは市民交流広場の整備に関連して、庁舎の取り付け道路とか、あゆみ通の交差点の形状について公安委員会との協議資料とするために測量と実施設計をして、その委託の費用となっています。

橋本企画課長
　まず、婚活支援事業についてお答えします。先ほど成婚 1 組ということでお答えしましたが、これについては 26 年度に事業を始めてからこれまでの実績ということで 1 組という形になっています。また、本事業は、委託ということでセミナー、そして相談会のほうを民間事業者にお願いしていますが、こちらについては、こういったセミナー相談会を行うことによって、それ以前の相談会を行っていない年度と比べると、カップルの成立数が大きく違い増えていますので、ここは一定の効果があるものとして認識をしています。なお、本事業は、総合戦略に位置付ける事業ということで、今取り組みを進めていますので、戦略の推進期間である平成 31 年度までは、本取り組みは継続して進めたいと考えています。
　次に、市民参加推進事業についてお答えします。審議会を行う際には、市のホームページで内容を広くお知らせしていくということで、こちらについては庁内の中においてもおおむね一週間前にはそういった情報を発信していきたいということで、行っていますが、中にはそういった取り組みがなされていない事例があるのかもしれませんので、そこは内容をよく見て、引き続き適切に運用されるように努めていきたいと考えています。
　次に、会議録の公開については、本年の 4 月に、これまで会議録の公開に関して、その内容とか公開までの期間について一定のルールというものがなく、各担当においてそれぞれ対応していたということがあったことから、一定のルールの中で共通的に進めたいということで、公開に関する基本的な考え方を整理、定めています。内容としては、会議を行った場合には、1 週間以内に資料を公開します。会議録についておおむね 1 月ということで基準を定めています。こちらについても、実際の審議会の状況を確認して、対応が取られていないものがあれば適切に努めるように庁内対応してたいと考えています。
　市民への情報発信については、やはり情報を必要な方に届けるということは非常に大きな課題ということで認識をしています。現在、市民参加推進会議の中において、市民参加のあり方について議論をいただいていますので、その議論を踏まえ、今後より実効性のある市民参加について進めていきたいと考えています。

國枝委員長
　田辺委員。

田辺委員
　そこのところをイベント情報の中に入っていると埋もれて、うずもれてしまうんです。

本当に必要な方に、やはり市民参加してくださいという姿勢が大事だと思いますので、別の枠をつくるなり、メール配信をするなり、そういう取り組みをしていっていただきたいと思います。

それから、婚活については、31 年度まで継続していくということなんですけれども、本当に進まない原因、若い人たちがなかなか結婚に至らない原因というのをしっかりと、いろんな意見があると思うんですけれども、やはり就労環境を支援するとか、ほかの方法もいろいろあるかと思いますので、結婚率が高まる方法というのを市としても分析して行って、この婚活事業を糧として分析していって、新たな手法をまた考えていっていただけるといいのかなと思います。

お答えはいりません。以上です。

國枝委員長

島崎委員。

島崎委員

大学生市内居住推進事業についてと、北広島団地イメージアップ事業についてお聞きいたします。

先に、大学生市内居住推進事業についてお聞きします。滝委員と重複する部分、このあと永井委員のほうからもあるかなと思いますので、簡潔にお聞きしますが、内容については先ほど説明がありましたとおり、当初より 3 割くらいの交付だったということなんですけれども、2 つお聞きします。その後、大学生の居住実態の調査等をしていますでしょうか。それから、この交付をするにあたって、その後どういうことを目的としているということの、目的が明確にあるのかどうか。お金をあげて終わりなのかということについて、2 つお聞きします。

それから、団地イメージアップ事業のほうについてお聞きしますけれども、これは映像の制作 4 本、これについての費用を教えていただきたい。それから、シィービーツアーズほかとなっていますけれどもこれに対する支払いの費用の内容をお尋ねします。それと、シィービーツアーズというところに決めた理由は、どういう理由で決めたのか。コンペであったのか、向こうからの企画提案であったのか、こちらから業務委託として渡しているのか、それとも企画をしてもらったものとしてもらっているのか、その辺をまず 1 回目お聞きしたいと思います。

以上です。

國枝委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

大学生市内居住推進事業について、本事業は、大学生の市内居住を促進することで、地域社会を担う人材の確保と、賑わいのある地域社会の形成を目的に実施している事業となっています。先ほど滝委員の時にお答えしていますが、申請件数が 28 年度は 29 件で、少ないということになっており、これまでも学生への周知ということでは、実際に学生の言葉でお話ししていただくなど工夫をしながら行っていますが、なかなか数値的に大きく増えている状況にはありません。今、委員からもお話ありましたとおり、本事業をより実効性のある事業にしていくためには、その学生がどのように認識をしているのかということの把握というのが非常に重要となってまいります。現在大学側にお願いして、本制度の認知とか、市内居住の有無、また、補助金の申請の有無。また、補助金の申請をしていない場合には、その理由、そういったものを調査をしていて、その調査結果を踏まえて今後の本事業の推進にあたっての参考にしていきたいということで、今取り組みを進めているところです。

次に、北広島団地イメージアップ事業についてお答えします。本事業は、総合戦略に位置付ける事業として、北広島団地地区に若い世代を呼び込み、多世代が暮らす地区形成を目指すということで、特に若い世代をターゲットとした事業構成となっています。ご質問のありました、団地ツアー事業は委託という形で行っており、秋と冬に行っていますが、秋はシィービーツアーズに委託という形で行っています。また、冬は、子育て情報を発信する MammyPro（マミープロ）にお願いして実施したところです。シィービーツアーズに決めた理由ですが、秋のツアーに関しては、参加料を徴収して事業を実施しています。参加料を徴収するということで、旅行業法の取り扱いとかの部分を整理する必要があり、本市にはその当時旅行業法の取り扱いを持っている登録業者で、かつ、このようなツアーを企画するような事業所の登録がなかったということもあり、近隣で同様のツアーの実績のあるシィービーツアーズに決めたという経過です。

國枝委員長

島崎委員。

島崎委員

まず、大学生の市内居住推進のほうなんですけれども、これは実は道外の他町だったと思うんですけれども、先輩の家に住民票を置いて、その後抜くというようなことがあって、交付金を不正という形で受けたというようなことが過去、検索すると出てきております。そういった事例がないかなとは思うんですけれども、実際にやはりこの辺は貴重な交付金を差し上げて大学生に住んでいただき、いろんな目的を持って大学生、若い人たちの賑わいというようなことを目的としているわけですから、貴重な個人情報を得てお金を差し上げているということなので、その貴重な個人情報を活用できる方法をさらに検討していた

だきたいということ。それから、市内には歯科技術専門学校もあるんですけれども、こちらに対する専門学校生の対象ということを考えたことがあるのかどうなのか、実際にそちらの校長に聞くと、かなり市外から来ている、ほとんどが市外から来ていると。それから、場合によっては道外からもいるということを聞いておりますので、そういった部分に対して対象としてあげるべきではないかなと思いますけれども、その辺は調査したのかどうか、検討したのかどうか見解をお聞きしたいと思います。

それから、団地イメージアップ事業ですけれども、正直申し上げると、このシィービーツアーズに対するこの辺の委託料というものが、459 万 2700 円というところで、団地の中を企画し、かつ旅行と言っても、団地の中を企画する程度ですから、ここに対する企画も含めた委託料として金額的に適切なのかなと正直思います。企画の内容を考えたときに、もう少し金額が抑えられなかったのか。なのであれば、他の事業者も含めてそのイメージアップ事業に対する企画コンペというものがあってよかったのではないかなと思うんですけれども、その辺は指名だったのか、なぜここの会社を使ったのかということをもう少し明確に教えていただければと思います。

それから、もう 1 つなんですけれども、動画映像を作成したんですけれども、これはこのあと何につなげていくのか。これはホームページのほうで、こちらのほうに私もプリントしてきましたけれども、表彰して何人の方をお呼びして市長、川村部長はじめ表彰して動画のほうを芸術文化ホールのほうで見ているというようなことで、応募の内容についてやったようですけれども、この映像をつくって、その後どうしていくのか、それがちょっと見えないので、その辺をお答えいただきたいと思います。

國枝委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

まず、大学生市内居住推進事業について、本制度では 2 年間以上の定住と要綱上は定めています。申請いただいた方には、住民票を確認することの同意をいただいておりますので、それに基づき、定住の実態、住民票の有無について調査をさせていただいているところです。また、専門学校については、本制度では対象としていません。これについては、要件上 2 年間以上の定住ということで、あくまでも一定期間お住いいただきたいということでの制度となっており、そういったこともあって、2 年間で卒業となる専門学校等については、当初検討はしましたが、定住要件を入れるということもあり、対象外と整理をしたところです。

次に、団地イメージアップ事業についてお答えします。先ほど、細かい説明ができず申し訳ありません。この委託料は、492 万円という形になっています。この内訳は、シィービーツアーズの業務については、約 120 万円。冬の団地ツアーMammyPro（マミープロ）に委

託をした事業ですが、こちらについては約 50 万円。そして、29 年 3 月に札幌市の商業施設でプロモーションのイベントを行っており、こちらについて約 190 万円の委託料の中身となっています。シィービーツアーズに委託をした経過は、繰り返しになりますけれども、本事業については、移住定住を目的としている方を対象とした企画となっており、一般的な地域の物産とか観光資源あるいは食、そういったものを見て回る旅行とは少し趣旨が違うというところもあり、近隣の自治体で過去に実績のあったシィービーツアーズにお願いをした形になっています。

國枝委員長

島崎委員。

島崎委員

大学生のほうについては、承知しました。

イメージアップ事業については、委託料のほうの内訳をお聞きしましたので、3 月にイオンの東苗穂のほうでしたか、そちらのほうでやってかなり好評だったということを聞いておりますので、そちらのほうが入っているということであれば、内容的には承知しました。ただしつこいようですけれども、イメージ事業ということでやるのであれば、やはり次につながるような形で、早くに周知して企画コンペということでもいいのではないかなというふうには思います。こちらから指名というのも、いろいろ調べた上でやるのも、もちろん相当やってらっしゃるのかなというふうには思うんですけれども、こういった企画を新たにできるプランナーもいるところも、それなりにはいると思いますので、そういったところに早めに市から周知して、企画提案ということでもいいのではないかなと思いますので、その辺を今後検討していただけるのかどうなのか、最後にお聞きしたいと思います。

國枝委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

団地イメージアップ事業についてですが、先ほど委員からご質問あった部分、動画について何につなげていくのかというところでご質問がありましたけれども、その答弁が入っていませんでした。動画については、団地活性化、団地の魅力発信といったものを目的とした取り組みで、現在は市のホームページでの公開となっていますが、先般開催した多世代交流サミット、団地の将来についてみんなで語り合うような場において、そういった映像も用いて発信をさせていただいているところです。これらについては、団地の取り組みにかかわらず、市の魅力発信に資するものと考えていますので、今後もさまざまな機会を見つけて、有効に活用をしていきたいと考えています。なお、本事業は、決算で約 570 万

円弱掛かっていますけれども、国の地方創生加速化交付金において、こちらについては旅費を除く事業費のほぼ全てが対象となっており、そういった形で国の地方創生の取り組みの１つとして行っているところです。

今後については、今、委員からお話ありましたとおり、例えば団地ツアーであればさまざまな提案をしていただいた中で、より良い提案をしていただく事業者の選定とかを今後事業を行っていく上で考えながら、取り組みを進めたいと思っています。いずれにしても、団地のイメージアップ事業というものは市民の方あるいは市外の方を含め、団地に関心をもっていただくためのツールとしていきたいと考えていますので、うまく情報発信をできるように努めてまいりたいと考えています。

國枝委員長

午後１時まで休憩といたします。

休　憩　　12 時 00 分
再　開　　12 時 58 分

國枝委員長

休憩を解き、再開いたします。

引き続き質疑を行います。

山本委員。

山本委員

まず、決算書 238 ページ、決算意見書では 85 ページで、健全化判断比率等の意見書では 8 ページになりますけれども、公債費地方債の残高についてです。これは午前中の歳入とも関係するんですけれども、年々公債費と地方債残高が増加しているということで、実質公債費率ですとか、将来負担比率が大きくなっています。私は必ずしも公債が増加するというのは、悪いことではないと言いますか、必要な経費を将来負担を含めてきちんと確保する手段として有効に活用すべきだと思いますけれども、北広島の場合は公債費比率等を見てもかなり比率が低いということで、むしろこういう必要な財源に有効活用していただきたいと思いますけれども、ただ、近年のここのところがかなり伸びているということで、平均については 4. 1 ということですけれども、平成 28 年度では 4. 975%になっているということで、そこら辺の要因分析と今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

2 つ目は、例えば、全体的に不用額ですとか、繰越明許、予算全体の問題で、多額の不用額が出ているという事業もあります。例えば、決算書の 97 ページを見ていただきますと、情報化推進費、これが悪いということではなくて、例えばのお話なんですけれども、こういう形で不用額が出ているほかに、この不用額のうち繰越明許分というのがさらにあると

いうことで、技術的な問題になるのかもわからないですけれども、この繰越明許費を不用額のうち、さらに出しているというところの辺りの理由を教えていただきたいのと。この不用額として処理しているもののうち、年度途中で減額補正という形で処理するということをされているのか、不用額の処理の仕方ですね、そこら辺のところを教えていただきたいと思います。

それから 3 つ目は、決算書の 107 ページ、主要な施策の成果に関する報告書については 59 ページになりますけれども、おためし移住事業ですとけれども、おためし移住事業につきましては、結果的には移住された人がいないというふうになっておりますけれども、移住事業の実績に対する評価と、見直しの方向についてお伺いします。

4 つ目は、市街地活性化事業で、これは決算書 109 ページになりますけれども、毎年だと思うんですけれども、この転出入者の実態調査を実施されていると思いますけれども、平成 28 年度の実態調査の特徴があれば、教えていただければと思います。

5 点目は、決算書の 115 ページ、市民協働推進事業です。これにつきましても、事業実績がないというふうにありますけれども、この成果が出ない要因をどう考えているのか、お伺いします。

以上です。

國枝委員長

佐藤財政課長。

佐藤財政課長

将来負担比率、公債費比率等々の関係だと思います。将来負担比率、公債費比率に関係するので一番要因があるのは、やはり公債費、地方債についてですが、決算統計の普通会計ベース公債費については、ここ 10 年間、おおむね 22 億円前後で推移しており、平成 28 年度は平成 22 年度に借り入れたバイオマス利活用施設整備事業債などの元金償還が新たに始まったことなどにより、昨年度から 1 億 1 千万円増の 22 億 4 千万円となったところです。一方、将来負担比率に関係する地方債の残高については、国の財源不足に伴い、地方交付税の代替として特例的に市債として発行する、臨時財政対策債の残高が増加し続けており、平成 28 年度の市債残高は昨年度から約 28 億 4 千万円増の 289 億 6 千万円となったところです。ただし、先ほどもお話ししたと思いますが、臨時財政対策債は、理論上はその元利償還金の全額が地方交付税で後程処理されることとなっておりますから、この臨時財政対策債を除いた市債、主に建設事業債ですけれども、この残高が実質的な市債の残高となります。この建設事業債の残高については、平成 17 年度に残高のピーク 196 億円を迎えた後、一貫して減少していました。しかし、昨今の新庁舎建設を含めた公共施設の老朽化対策に伴う市債の発行により、平成 27 年度から増加に転じ、平成 28 年度の建設事業債の残高は、昨年度から 4 億 7 千万円増の 157 億円となったところです。市債の見通しについては、多

額の発行を余儀なくされている臨時財政対策債を除いて、既に発行済みの市債については、芸術文化ホール建設などの過去の大規模事業に伴う市債償還が終了しますので、償還額が減少するという要因もあるんですけれども、29 年度の新庁舎建設時に伴う市債発行、そして、公共施設の老朽化対策に伴う市債発行により、償還額や残高は今後増加傾向にあるものと考えていまして、公債費比率は単年度の公債費の負担比率ということで、それはそんなに上がらないと見てはいるんですが、市債の残高を目安にした将来負担比率については、今後も上昇傾向にあるのではないかと考えています。

続いて、不用額の関係です。山本委員がご質問された 97 ページの部分の不用額のうち繰越明許分 2,862 万 8,125 円という、この記述のことですが、こちらは 96 ページ、その隣のページの継続費及び繰越事業費繰越額 6,784 万 9 千円というのがあり、こちらは平成 27 年度予算から繰り越してきて、平成 28 年度執行となった額を記載する額です。この繰越予算額 6,784 万 9 千円に対する不用額がこの 2,862 万 8,125 円ということで、97 ページの不用額のところに書いてある 3,805 万 8,223 円の内数となるものです。言い換えますと、不用額の 3,805 万 8,223 円のうち、平成 27 年度から繰り越してきた予算に対する不用額が 2,862 万 8,125 円、純粋な平成 28 年度予算に対する不用額が、この 3,805 万 8,223 円からこの 2,862 万 8,125 円を引きました、943 万 98 円となっており、この不用額のうち繰越明許分という記載は、28 年度当初予算分と 27 年度からの繰り越し予算に対する不用額を明確にするために記載してあるものです。それと、不用額の合計額の関係です。不用額は、個別の事由はさまざまあるところですが、一般的には扶助費関係などにおける給付客体の見込み数の減や建設事業における入札差金、国の制度改正や事業実施内容の変更などにより、不用額が発生しているものと考えています。例えば、平成 28 年度決算において、一番不用額が発生しているのが民生費の約 3 億 7 千万円ですが、その主な要因は、社会福祉総務費の国保会計及び介護会計における繰出金について、各会計の決算見込み状況に基づき、年度末に繰出額を決定するにあたり、給付費などの繰り出し対象になる費用が減少したことにより、不用額合計で 1 億 8 千万円を生じたものです。

歳出予算については、その執行できる限度額を定めるという性格上、円滑な事業の実施のためにはある程度の不用額の発生はどうしてもやむを得ないものと考えており、不用額が極端に多額で、かつ年度の途中の、早期の段階で額が確定している場合とか、事業そのものが中止となり、予算が全く執行されてないことが確定しているような場合はともかくとして、必ずしも事業実施途中に見込まれた不用額を予算から減額するという必要はないのかなと考えています。なお、平成 28 年度決算に対する現計予算に対する不用額の比率は、3. 9%であり、平成 27 年度は 4. 3%、平成 26 年度は 3. 4%だったんですが、例年と比較してもほぼ同様の比率であるところです。また、石狩管内においても、決算の状況を調べると、千歳市は平成 27 年度決算では 3. 7%、石狩市では 1. 9%、恵庭市の平成 28 年度の決算では 5. 6%など不用額の率となっており、本市の不用額の割合はほかと比べてことさら多いとは考えていないところです。

國枝委員長

平川都市計画課長。

平川都市計画課長

実態調査の特徴についてお答えします。

まず、人口実態調査は、住民基本台帳の転入、転出者の異動状況を集計したものということになっています。人口実態調査における特徴ということでは、転入者については、札幌市からの転入が一番多く、934 人、全体の約 41%を占め、次いで、近隣市の千歳、恵庭、江別、石狩市を除く道内が 670 人、道外が 428 人となり、全体で 2,279 名の方が転入をされているところです。また、転出者については、市内全地区で札幌市への転入が一番多く、1,070 人で、全体の約 47%強。続いて、道外の 478 人。近隣市を除く道内 420 人となり、全体で 2253 人の転出となっています。転入転出の差ということになりますけれども、26 人転入が多いという状況になりましたが、年齢層で見てみますと、15 歳から 30 歳までは、転入が 766 人に対し、転出が 978 人と、212 人多く、このような状況が特徴だと考えています。

國枝委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

まず、おためし移住事業について、平成 28 年度の状況としては、首都圏や関西圏、また、九州地区などから 19 組 48 人の方々にご利用いただいています。年代別では、30 代から 70 代ということで、60 代が最も多い利用者となっています。平成 29 年度の事務事業評価で要検討として整理をしています。本事業では体験日記をホームページで公開するなど、市の魅力発信、シティセールスに効果はあるものの、実際にこれまで移住につながっていないこと、また、施設の老朽化も進んでいることから、事業の廃止を含め今後の事業のあり方、方向性を検討していく必要があると考えています。

次に、市民協働推進事業については、事業実績は、公益活動事業補助金と協働事業提案制度について、ともに申請はなかったところです。申請がなかった要因は、公益活動団体を対象に行ったアンケートを見ますと、現在の活動を維持したいと考えている団体が 65%と多く、協働事業や新たな活動に対するニーズが少ないことも申請につながらない要因の 1 つではないかと考えています。一方、補助制度等については広報紙、ホームページ等で掲載をし、周知を行っており、活動している団体において、本制度を知らないとする回答が 13%ということもあり、おおむね制度については認知をいただいているのではないかと考えています。引き続きホームページ等で周知を行ってまいりますが、昨年度、実績がないことも踏まえ、協働提案事業として実際に取り組まれている事例ですとか、公益活動事業補助金を活用した取り組みについて紹介するなど、制度が身近に感じられ、また、関心を

持っていただけるような工夫も加えながら、周知啓発等を努めていきたいと考えています。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

まずは、公債費地方債残高なんですけれども、1つは、臨時財政対策債については100%、一応交付税措置されるということなんですけれども、やはりかなりスパンが長いので、入ってくるとはいえ、その残高がどんどん大きくなるというのは、やはり自治体としては非常にしんどいと思うんです。昨年も決算の時にこの問題をやったんですけれども、もともと交付税措置、本来国としてきちんとされるべき問題だと思うので、やはり臨時財政対策債がどんどん増えていくというのは好ましくないと思いますので、その点については、国のほうにきちんと実情を訴えて対応していただきたいというふうに思います。

2つ目の不用額と繰越明許なんですけれども、不用額からの繰越明許についてはわかりました。不用額については、不用額が出るのはやむを得ないと思います。特に、国保財政については、確定してからでないとなかなか出ないということもありまして、やむを得ないと思うんですけれども、事業の廃止ですとか、そういうもの以外で結構年度当初に減額が確実になっているものについては、定期的に調査して、減額補正していくということをやると、比較的有効にお金が使えるのかなと思いますので、定期的に減額補正調査を行うなどして、工夫していただければと思います。

それから、3つ目のおためし移住なんですけれども、事業の廃止ということも含めて検討していくということなんですけれども、確かに、体験日誌の掲出というのは非常にいいと思うんですけれども、実際に移住していただくということについてはもうちょっと違うやり方が必要なのではないかと思います。その点では、今どのような事業の検討などを行っているかお聞きしたいと思います。

市民協働事業なんですけれども、公益活動団体に協働事業の実施について「どうですか」という形で聞いているだけではなかなか事業が進まないと思うんです。特に、市の抱えている課題の中で、こういう事業が必要なんだというような形で、むしろ市のほうが提案していくと。しかも、その対象も、公益活動団体と言いますか、そういう団体だけではなく、さまざまな事業体も含めて一緒に協働してやっていくという形で進めるべきだと思いますけれども、その点の考えについてお聞きしたいと思います。

國枝委員長

佐藤財政課長。

佐藤財政課長

まずは、臨時財政対策債ということで、山本委員もご存じのとおり、交付税で入ってくるとは言えど、入ってくるスパンが長いということで、今回どんどん残高が増えているということで、確かに将来負担比率の計算に影響はないとは言え、プレッシャーは高くなってきているという印象は持っています。交付税の原資が足りないので、国と地方で折半して起債を起こしましょうという制度で、当然、国の交付税、特別会計に入る地方交付税の為に入れてくれる歳入が増えれば、臨時財政対策債の額も増えますので、全国市長会等々でも要望しておりますし、総務省の概算要求でも毎年事項要求として国税の交付税参入割合を上げてくれという要求はしているところです。

それと、不用額の関係です。確かに、金額というのもあり、財政課としては一応 9 月末と 12 月末に執行額管理をやっておりまして、各課に対して決算状況、見込状況について把握のための調査をしているところです。扶助費系の、数量が基礎となっているものについては、最後 3 月補正となると、1 月あたりに金額を決めなければならないので、1 月になると、12 月の状況だったり、11 月の状況だったりを見て、5 カ月後を予測するということで、なかなか本当の額を捉えるのが難しいというのがありますので、なかなか減額補正にはできないんですけれども、今回 3 月でも結構工事の関係とかで固まっているものは減額補正をしており、3 月でも例年何本かは減額補正はしているところです。

今後も、3 月の補正の時期に減少幅が大きいものについては補正するかしないかを検討したいと思います。

國枝委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

市民協働推進事業については、現在の協働提案事業は、協働事業提案を募集し、ということで要綱上整理をしています。今、委員からお話がありました、市が抱えている課題を提案して、というところについては、公益活動団体と協働指針を定めていますので、そこの趣旨に沿って、今後提案のあり方について検討したいと考えています。

國枝委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

おためし移住事業の関係についてお答えします。平成 26 年 7 月に利用を開始してから、これまでほぼ 3 年たつ形で、3 年たって一定程度この制度のあり方については検討すべきということで内部で進めています。今使っている施設自体は、もともと教員住宅が廃止とな

った施設を有効利用ということ今使っていますが、非常に修繕とかが嵩んでおりまして、このままでいくと大きな改修が必要となってくる建物です。そういったことから、費用対効果、制度のあり方も含めて、まず事業のあり方、事業の廃止も含めてどういった方向性がいいかということについては今考えているところです。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

おためし移住事業と協働事業については、ぜひ事業の検討を進めていただきたいと思います。

1点お聞きしたいんですけれども、公債費の中に占める新庁舎建設債の、今後どれくらい公債費として毎年の負担が出てくるのか教えていただきたいと思います。

國枝委員長

暫時休憩いたします。

休　憩　　13時12分
再　開　　13時12分

國枝委員長

休憩を解き、再開いたします。

佐藤財政課長。

佐藤財政課長

新庁舎建設事業債の公債費に占める割合ということで、まだ29年度の借入額が確定していませんので、予測の範囲ということではありますけれども、26 年度から新庁舎建設事業債を借り始めて、最初の償還額の大きい山がくるのが32年度ということで、32年度に6,600万円になったのが、33 年度に1億7,200万円の公債費の増になるものと、今のところでは推計しています。ここがピークで、その後しばらく新庁舎関係については、1億7千万円台の償還額が続くということです。大体、償還金の合計が 22 億円から 24 億円くらいと考えていますので、その割り返した割合ということで、22億円のうちの1億7千万円ですから、なかなか占める割合としては高いのではないかなと考えています。

國枝委員長

大迫委員。

大迫委員

2点お聞きいたします。

まずは、子ども夢チャレンジ応援事業、決算書で103ページです。かなり評判が良くて、やってよかったなと思う事業でありますけれども、3人それぞれの費用いくら掛かったのか、3人それぞれの決算額を教えてください。その中で、1人の予算が50万円でしたけれども、50万円から足がでたチャレンジというのがあったのか教えてください。

あと、東京北広島会設立事業、決算書の 105 ページです。これの現在の設立賛同者の数というのも教えてください。

國枝委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

子ども夢チャレンジ応援事業については、支援を行った 3 人のそれぞれの費用の総額ですが、平成28年度は、プロゴルファーになる夢、バレエダンサーになる夢、バリスタになる夢のチャレンジを支援しました。それぞれの事業費と支援額は、ゴルフが43万7,100円の経費に対し、その全額を。バレエは、58万2,713円の経費に対して、49万6,193円。バリスタは、12万円の経費に対して、その全額を支援させていただいたところです。

次に、東京北広島会設立事業については、現在、9月20日時点の賛同者が57名となっています。

國枝委員長

大迫委員。

大迫委員

子ども夢チャレンジ応援事業、これは1人50万円の予算というのは、全国的に見てもかなり高い、ほかのところで10万円、20万円、多くても30万円くらいがいいところだと思うんですけれども、やりがいのある50万円の予算だと思うんですけれども、今回バレエで58万円あったので、これの足が出た分というのを、なんとかその予算の150万円の中でなんとか流用できないのかなと。1人だけえこひいきではないですけれども、不平等になるかもしれませんけれども、そういう夢について、予算ということで、150万円の予算内でなんとかやりくりできないのかなということです。

あと、東京北広島会設立事業ですけれども、今後の設立後の活動として、賛同者の懇親、北広島の情報発信、郷土愛の醸成事業というのが書いてありますけれども、これらの具体的な内容、どんなことを行っていくのかというのを教えてください。

國枝委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

東京北広島会設立事業について、お答えたします。設立後の活動ですが、現在東京北広島会の設立については、12 月 3 日の設立総会に向けて準備を進めています。当面は運営基盤の強化を図るため、会員拡大を進めるとともに、まちづくりや観光物産等の地域情報を発信することで、まちの情報提供、そして郷土愛を育んでまいりたいと考えています。また、会員相互の交流と親睦を深めるため、交流会を開催するとともに、事業が軌道に乗ってきた後は、物産展、観光や企業誘致の情報提供、市のホームページの開設などについての進めたいと考えています。

國枝委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

子ども夢チャレンジ応援事業の関係ですが、これは 28 年に事業を設立する時から、「150 万円の枠の中から件数にこだわらずやってはどうか」といろいろ質疑が出ていた中で、スタートとしては 3 件という中で 50 万円が上限ということで、予算が余ったら他に流用等はしないで、事業を進めるということで、進めております。私どもの趣旨としては、金額ではなく内容重視で、子どもの夢を 50 万円を最大上限で応援したいということもありまして、今回こういった金額のばらつきがありますが、これについても十分親御さんともお話をして事業を進めているところでして、今後についても、この制度の枠内で進めたいと考えています。

國枝委員長

永井委員。

永井委員

では、私のほうから大学生市内居住の事業について、先ほど午前中も滝委員と島崎委員から質問がありましたことに関連付けまして、1 点伺います。

いろいろ学生から直接話を聞いたりだとか、対策に取り組んでいるということですが、300 万円を有効に活用するためにも、募集時に力を入れる必要性があるのではないかと思います。具体的に言いますと、入学してからの前に、例えば高校とかに出向いて、北広島の大学に入学した時にはこのように助成しますよ、という営業活動と言うんでしょうか、アピールなどをしたり、そういうことは現在やられているのでしょうか。もしやられていな

いのでしたら、検討はいかがでしょうか。

國枝委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

学生への周知については、大学とも連携して、さまざまな取り組みを進めているところです。市内の高校へのアプローチについては、市としては各市内の高校に出向いてということは行っていませんが、大学では高校説明、そういったものは行っているということで、伺っていますので、今後も大学と連携、役割を分担しながら、本制度については周知したいと考えています。

國枝委員長

永井委員。

永井委員

市に来てもらいたい、北広島に来て 4 年なり、学生生活を楽しんでもらいたいということを目的としているのでしたら、やはり大学生になるときの、高校生などへのアピールも必要ではないかと思うんです。これは、市内の高校生、市内の高校だけに限らず、ほかの自治体との協力もしながら、ほかの自治体への宣伝アピールなどもしてはいかがかと思うんですけれども、その辺はどのように検討していますでしょうか。

また、こちらの事業に取り組むということで、予算を組んだ時にも私が質問したかと思うんですけれども、この移送代。引っ越し代として 3 万円というのは、やはり今の相場から見ますと、大分本当にわずかな助成ではないかと思います。本当に、大学に入るということはすごくお金がかかることですので、こちら引っ越し金 3 万円のほかにも、今後、ちょっと予算になるかもしれませんが、家賃などの助成なども今後検討していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

國枝委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

本事業については、新たな定住先として北広島に住んでいただきたいということで事業を進めています。市内に星槎道都大学がありますので、大部分が星槎道都大学の学生となっていますけれども、対象となる学生は、近隣の自治体、また、遠くにあります自治体も含めて全国各地から北海道、札幌市あるいは北広島市に来られるということで、対象が幅

広というところもございます。そういった事情もありますので、本事業については、引き続き星槎道都大学をはじめ、近隣の大学には個別に周知させていただくとともに、ホームページ等を活用して広く発信したいと考えています。

次に、補助金の額については、制度を初めてまだ間もない制度ということもあります。当面はこの3万円の補助をもって取り組みを進めたいと考えています。

國枝委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

私のほうからは、総合計画推進事業についてまず質問いたします。その前にちょっと確認なんですけれども、総合計画推進事業の市民会議と、先ほど田辺委員が質問された市民交流広場整備事業の市民会議と、同じ名前があるんですけれども、これは別の位置付けで開催されたものという理解でいいかというのが1つ確認です。

そして、質問が、昨年12月に開催された市民会議、こちらは報告書のほうもまとめられてホームページ上で公開されていますが、参加者の方には情報として届いているのか、その後の進捗状況なども一緒にセットとなって届けられているのかお聞きします。

それから、次に、男女共同参画推進事業について質問です。決算書 115 ページ、報告書のほうが 58 ページになります。ワークライフバランスセミナーについてですが、平成 28 年度ですが、この 3 月に開催されたセミナー、企画としてはとても内容がすばらしく、盛り上がったものではなかったかと私も思っているのですけれども、開催時期の日程、集客が思ったよりも少なく、残念だったかなと思うんですけれども、この開催時期、日程の見直しは今年度も開催予定があるんですけれども、どのように検討されているのかお伺いします。

それから、ワークライフバランスの企業向けの調査を行っていますが、1000 通市内の企業に発送して、回収率が23. 7%という調書のほうにも記載がありました。この回収率はあまり多くないと思うんですけれども、それでも回答された調査結果がありますので、この結果を踏まえて今後反映していく施策や取り組みはどのように進められているのかお伺いします。

ファーストマイホーム支援事業についてお伺いします。決算書 107 ページ、報告書が 59 ページです。こちらの支援制度の助成金50万円ですが、市外に住まわれている方に行き会った時にも、北広島市は50万円の補助があるよねということで知っている人が多いなというふうに私の行き会う範囲では感じています。この事業の案内はどのようにしているのか、また転入されたあと、私の地域町内でも行き会う方に、この制度を利用されましたかということで聞きますと知らなかったとか、資料を見落としているという方が結構いらっしゃいます。せっかくのこのようないい事業を、丁寧な周知がされるべきと思うんですけれど

も、この辺の案内の仕方はどのようにしているのかをお伺いします。

國枝委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

まず、総合計画推進事業における市民会議については、こちらの市民交流広場の市民会議とは別の会議体となっています。

昨年度実施した市民会議では、18 歳以上の男女 1,000 名に依頼を行い、64 名から参加の意向を受け、地区等を考慮し、30 名で行ったところです。今回公共交通と定住人口の増加ということで 2 つのテーマで行いました。議論の内容についてはホームページで報告書という形でご報告をしているところです。個別に会議に参加していただいた方に、報告書を送ってはいませんので、ホームページにおいての報告とさせていただいたところです。

次に、ワークライフバランスセミナーにつきましては、本年 3 月にタレントで俳優の照英氏を講師にお招きしまして、セミナーを開催しました。内容としては、参加したいただいた方のアンケートを見ますと「良かった」とする回答が多く、満足度が高い内容ではなかったかと考えております。しかしながら、参加者がおおむね 100 名程度ということもございまして、講演内容がすばらしかっただけに、少し反省のある取り組みとなりました。開催時期については、幼稚園等の卒園の時期とも重なり、なかなか子育て世代の皆様にご参加いただくには難しい日程ということになりました。今後、セミナーを開催する際には対象としている層とかをいろいろ勘案しながら、参加をいただきやすい日程で行っていく必要があると考えています。

次に、企業向けの調査ということで昨年度実施をいたしました。そのアンケート結果を踏まえて、本年度より、ワークライフバランスに取り組む企業の支援ということで考えており、例えば男性の育児休業に対する支援とか、企業がワークライフバランスの取り組みを推進するために例えば講師を招へいするとか、講習会を開催するとか、そういった経費に対する支援について、制度化に向けて現在準備を進めているところです。

最後に、ファーストマイホーム支援事業については、その周知の方法ですが、本事業については、平成 26 年度に制度を創設いたしまして、これまでに広報紙やホームページでの周知に加え、不動産事業者、不動産協会、建設業協会、金融機関など、住宅購入に関わる市内外の事業者や団体などに幅広く周知を行っています。多方面に事業周知を行っており、広く本制度については知っていただいているのではないかと考えており、現状としては、基本的にいろんなところから情報を知る機会というのがありますので、該当される方から申請をいただいているという形になっています。

國枝委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

市民会議について再質問します。

市民会議は、確か平成 28 年度は 2 年目ということと思いますがこちらの会議は無作為抽出で案内を発送して申し込んでもらうというところで、こちらは 2 年目、そして今年も開催があるかと思うんですけれども、同じ市民の方が参加するという状況というか、可能性はあるのかどうかをお伺いします。それともう 1 点、今年度の開催が 10 月予定ということで資料のほうにありましたが、テーマなどはもう決まっているものがあるのでしょうか、お伺いします。

ファーストマイホーム事業の広報周知のほう、今お答えいただきましたが、転入の届けの際ですとか、建築の申請の際など、具体的な対象の方がそこの窓口で絞られるということで、その時点で該当するのでしたらこういう制度もありますよ、というようなご案内ができないのかどうか、その点についてお伺いします。

國枝委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

市民会議については、昨年は 2 年目ということで行い、これまでに同じ方がご参加ということはありませんが、また本年度も 12 月の上旬に 3 回目を予定しています。今後どういう方がまた参加の意向をしていただけるかというのもありますけれども、状況を踏まえて考えていきたいと思います。また、今年のテーマは、現在検討を進めており、今の時点ではお答えができない状況です。

次に、ファーストマイホーム支援事業について、その周知ですけれども、先ほど答弁したとおり、現在幅広くこれまで周知を行っており、ご本人からの申請はもちろんですけれども、ハウスメーカーからもいろいろお問い合わせをいただいております。転入時にということでお話がございましたけれども、本制度については、リーフレットですとか、そういったものの掲示は行っていますので、相談をお受けしやすい対応、体制というものを進めていきたいと思いますし、本制度は住宅に関連するところ、窓口がたくさんありまして、そういったところを含め広くお知らせをしている事業となっていますので、いろんな民間事業者とも連携を取りながら周知できるように努めてまいりたいと考えています。

國枝委員長

稲田委員。

稲田委員

3 点お伺いいたします。

まず、健やか子育て支援事業、決算書 143 ページ、報告書は 60 ページです。出産祝い金給付事業、この時の出産に際して申請の人数と受給対象者の人数の状況はどうでしたでしょうか。

続きまして、決算書が 113 ページ、報告書が 53 ページ、生活バス路線確保対策事業です。その中で、モビリティマネジメント実施校について、その実施校の名前と成果についてお伺いします。

3 点目が、生活バス路線利用促進事業、決算書が 113 ページです。そして、報告書が 59 ページです。運転免許返納者バス利用促進助成券についてですけれども、これにあたる前に利用者からのバス件発行に対しての要望などは実際にあったのかどうかをお伺いいたします。

この 3 点です。

國枝委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

まず、健やか子育て支援事業における出産祝金の支給について、受給対象者の人数と申請の人数ということでお答えします。本事業は、平成 28 年の 2 月 1 日以降に出生した子どもを対象としており、平成 28 年 2 月から平成 29 年 3 月までに生まれた子どもは 357 名で、その全ての保護者から申請をいただいているところです。

次に、生活バス路線確保対策事業におけるモビリティマネジメントの実施校とその成果については、本事業は小中学校を対象に、広く公共交通への理解を深めることを目的に実施しており、平成 28 年度は双葉小学校と広葉中学校で実施しました。双葉小学校では、授業参観日とも重なっており、保護者に向けてもバス利用について啓発を行うことができたところです。授業では、北海道中央バスと JR 北海道バスに協力をいただき、時刻表の見方や、バスの乗降、実際に路線バスを使った学習を行ったほか、地球温暖化の問題、車とバスを賢く使う大切さについて学ぶことができる内容として実施しています。子どもたちからは、「自家用車がもたらす地球温暖化について関心を持った」、「バスの魅力に気づき乗りたくなった」等の感想をいただいているところで、子どものうちから公共交通に触れる機会になっているのではないかと考えています。子どもに伝えることで、親を含めた関心、意識の醸成につながるものと期待しており、今後も継続的に取り組んでまいりたいと考えています。

最後に、生活バス路線利用促進事業についてお答えします。運転免許証返納者バス利用促進助成券について、利用者からの要望ということですが、制度開始時は 1 回の乗車で 1

枚 100 円の使用でした。使用期限も 1 年度ということで、こうした利用方法等について、意見が寄せられていました。こうした意見を踏まえ、本年度からとなりますが、複数年度、2 カ年度利用できる形として、また、複数枚の利用も可能として制度の見直しを行ったところです。これにより、バス券発行に関しての要望については、なくなってきておりますが、タクシーを含めた他の公共交通機関への利用に関しては意見をいただいているところです。

國枝委員長

稲田委員。

稲田委員

この制度は、前には確か植木、植物をプレゼントするということをしていたと思うんですけれども、このお金に替わって、そして皆さんが本当に喜んで受けられるということで、非常にいい施策だと思います。近隣の市を見ましたら、この制度はやっていないんです。大きくやっているのはやはり町村で、著しく人口の減少があるところ。この間行った紋別市は、1 年間でなんと 10 名の出産しかないということでした。これはとても魅力のある施策だと思います。1 万円ではなくて、例えば本当に子どもさんたちが生まれるとミルクはどうしよう、おむつはどうしようと、お金がかかるのです。第 2 子、第 3 子、第 4 子、第 5 子と、ランクを付けてもう少し拡大していただけるような方法は考えられないでしょうか。

次に、先ほどのモビリティマネジメントの実施校ということで、すごくこちらもいい成果が出ていたと思います。これを気づくということ、例えばバスが少なくなっちゃったらもう廃線になりますし、それから地球温暖化防止ということで、皆さんが学習すること、すごくいいことだと思います。で、気づいたらこれが実践にいかなければ、何もならないことであると思うんです。たまたま参観日だったということは、これは非常に親御さんたちも理解が広がって良かったと思います。私たちがいろんな用事で学校に行く時がありますけれども、地域の住民に対しても、この意識を啓発する必要があるのではないかと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

それから、3 点目、運転免許返納者ですけれども、65 歳以上で免許証を持っている方に対して、坂本議員も前に質問されたと思いますけれども、免許返納者はどれくらいいらっしゃいますか。

この 3 点、お伺いいたします。

國枝委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

生活バス路線確保対策事業におけるモビリティマネジメントのご質問ですけれども、現

在は小中学校を対象に本事業を行っているところですが、小中学校に限らず、今、委員からお話のありました、地域ということで、例えば老人クラブですとか、いろんな活動団体がありますので、そういったところにも出向いて、本事業については取り組みを進めたいと考えています。

次に、バス利用促進事業における平成28年度免許返納者の人数は、90件の申請をいただいているところです。

國枝委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

健やか子育て応援事業の制度拡大ということでのお話ですけれども、こちらは地方創生の総合戦略に位置付けて、新たな市民の誕生を市民のみんなでお祝いして、健やかな子どもの成長を祝おうということでの制度スタートということで、これにあわせてファミリーサポートセンターの無料券もあわせて配付するとともに、おむつ用のゴミ袋の配布ですとか、先ほどおっしゃいました誕生記念樹については引き続き行っているところです。制度をスタートして2年目ということもあって、この1万円ということに関しても、非常に多額の金額を持っている中で、当面の金額の拡大等は今現在は考えていなく、この制度を広く周知して進めていきたいというふうに考えています。

國枝委員長

稲田委員。

稲田委員

免許返納の件なんですけれども、これはバス利用促進助成券ということで始めたと思います。でも、今こんなにしょっちゅう高齢者の交通事故がありますし、バス利用という範囲ではなくて、そしてバス券を使えないところも実際にありますし、免許は返したいけど返せないんだという事情がたくさんあると思うので、これはバス利用促進助成券、この促進事業という枠から外して、新たに免許証返納としての取り組みをされる必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

國枝委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

本事業は、バス利用者の減少が進んでいる現状を踏まえ、バス利用の促進を図るという

観点から総合戦略に基づく事業として取り組みを進めているところです。現在のところ、本事業においてタクシーなど他の公共交通機関への拡大については考えていませんが、今、公共交通網形成計画の策定に向けた検討を進めています。そうした中においては、今後高齢化が進む現状を見据えると、この運転免許返納に対する利用促進策について、バスだけでよいのかどうか。あるいはタクシー等を含めた議論が必要ではないかというところを含め、幅広く検討していかなければならない課題であると考えています。こちらについては、引き続きバス利用促進ということで進めますけれども、今後、運転免許証返納者に対する支援については検討していく必要があると考えています。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

通告の中で、おためし移住事業と市民協働推進事業は他の議員が質問されたのでカットします。残り5項目を簡潔にお聞きします。

都市計画調査費、107ページ、道路計画事業で輪厚インターチェンジの24時間化、昨年の9月以降24時間化になりましたが、それ以降の利用状況の実態はどうだったのか。

それから2点目、広報費、コミュニティFM放送事業、109ページ、28年度の事業の内容と、それから、このコミュニティFMの電波が届くエリア。現在、この新庁舎でもようやくFMが聞こえるような設備を整えていただきましたが、問題は、災害があって放送した時に、どこまでこの電波が届いているのか。この辺をまず担当課が押さえているのかどうかをお聞きします。

3点目、広報費、同じく協働事業きたひろTV推進事業、111ページ、28年度の放送回数と、事業効果はどのようなものがあったのか詳しくご説明してください。

次に、交通対策費、生活バス路線利用促進事業で、私のほうがお聞きするのは70歳以上の方で1人2千円のバス利用助成券を出しておりますが、28年度の利用実態と、バスの乗車率はどのような影響があったのか。

最後5点目、公債費、239ページ、日銀の低金利の影響ということでお聞きいたします。28年度は公債費の中で利率見直しができるもので、日銀の低金利の影響は本市にどの程度の影響があったのか、ちょっと詳しくご説明下さい。

國枝委員長

平川都市計画課長。

平川都市計画課長

輪厚スマートの利用状況についてですが、24時間化以降の利用状況は、開始した昨年9

月より今年7月末までのデータということになりますが、日平均出入り交通量で約2800台となっており、このうち夜間10時から翌朝6時までの日平均で、約76台の利用台数となっているところです。また、24時間利用開始前の同時期と比較して、1日当たり約240台の増加となっているところです。

國枝委員長

平澤政策広報課長。

平澤政策広報課長

コミュニティFMの関係と協働事業きたひろTV推進事業についてお答えします。

まず、コミュニティFMの28年度の事業内容についてですが、市では2つの番組を制作し、放送しています。まず1つが、広報に掲載した記事の内から5件を放送する5分間の番組、「市役所情報BOX」ですが、これは11時55分から12時、16時55分から17時の一日2回、毎週火曜日から土曜日、週5日間放送しています。もう1つが、「きたひろ再発見」という番組ですが、こちらは毎週木曜日16時30分から16時40分、10分間の番組で、市のイベントなどの地域情報等を取り上げて放送をしています。年間の放送時間は両方の合計で約51時間程度となっています。

次に、放送が聞こえるエリアについてですが、これはラジオやあるいはアンテナの性能によっても違ってくるというふうに考えていますが、屋外にアンテナが設置されている場合、あるいは車のラジオのようにアンテナが外に出ているもの、こういったものについては、市内の広い範囲でおおむね聴取ができるものと認識していますが、屋内で、家の中でポータブルラジオやポケットラジオを利用して聞く場合には、西の里地区、大曲地区、東部地区の一部など、受信ができない地区があるものと認識しているところです。

次に、きたひろTVのほうです。28年度の放送回数と事業効果はどのようなものかということですが、28年度のきたひろTVの動画の制作本数は、68本となっています。毎週水曜日、きたひろTVのホームページで公開しています。動画は、動画投稿サイトYouTubeを利用していますが、平成28年度中の再生回数、総再生回数は、12万1,378回、総再生時間につきましては、37万1,668分。時間に直すと6,194時間となっています。動画の内容については、北広島で行われたイベントや大会、市が主催する行事など、まちの出来事などを中心に、北広島の歴史に関すること、あるいは市民団体や町内会、市民の活動、企業の紹介など、幅広く取り上げて発信をしているところです。

次に、事業の効果については、北広島市民に対し市内の地域情報を映像でわかりやすく紹介することができること、また、市外の方には北広島市をPRするなどの効果があるものと考えています。また、さまざまな市のイベント、まちの様子を写真だけではなくて、動画で記録して保管をしていく、未来に向けて残していくというまちのアーカイブ、保管庫であるという考え方も重要だと考えています。

國枝委員長

平川都市計画課長。

平川都市計画課長

先ほど申し上げました数字に一部修正がございます。日平均出入り交通量というところで、約2,800台と申し上げましたけれども、2,080台の間違いであります。

申し訳ありませんでした。

國枝委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

生活バス路線利用促進事業における高齢者バス利用促進の状況ですが、まず、利用実態、申請者については、北広島団地地区は対象者約4,500人に対しまして、申請は1,552件、率で34%。東部地区は対象者約2,600人に対しまして、申請は226件、率で8.6%。合計で1,778件の申請を受けたところです。この利用状況については、北広島団地地区と東部地区での合算という形になりますが、1,778件の申請ということで、100円のバス利用助成券をお1人20枚交付していますので枚数で言いますと、3万5,560枚の利用券を交付しています。使用実績は2万4,598枚となっており、実際の使用率は69.2%となっています。金額で245万9,800円となり、こちらがバス利用助成券を使った金額で、残りの運賃は、自己負担という形になっています。

平成28年度の北広島団地線の利用状況については、56万4千人ということで、バス事業者から伺っていまして、27年度と比べ1千人の増加となっています。大きな増加とはなっていませんが、本事業の取り組みにより、利用者数の維持ということでは、結びついているのではないかと考えています。

國枝委員長

佐藤財政課長。

佐藤財政課長

昨今の低金利の影響に関係するご質問ですが、日銀によるマイナス金利というのが28年2月16日に導入され、その影響ということで、実際経済に与える影響はさまざま見解がありますけれども、市債借入の関係で言いますと、引き続き貸し出し金利の低下傾向がみられるところです。藤田委員がおっしゃられた、利率見直しの関係で言うと、平成28年度においては、借り入れ後10年が経過した起債、約18億円。こちらについて利率見直しを行いましたけれども、例えば、その18億円のうち政府系融資の財政融資というところで借り

入れした6億4千万円については、見直しの前の利率が2.0%でしたが、見直し後は0.1%となり、大幅に金利が低下したところです。ほかに市中銀行等で借り入れ、利率を見直した起債、こちらについても総じて金利が低下して、見直し後の平成28年度の単年度の元利償還金総額は約1,600万円の減となったところです。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

3点ほど再質問します。

まず1点目、コミュニティFMと、それからきたひろTV、これあわせて質問します。この5階の市民交流広場と言いますか、展望広場のところに大きなモニターがありますね。そこで市のPR動画を映しておりますが、1つは、このコミュニティFMの放送内容だとか、なかなか館内でラジオをかけるのは難しいと思うので、どんなものを放送しただとか、もう1つはどんな映像を流しているのか。きたひろTVの場合、インターネット動画ですから、インターネットに接しない高齢者からするとなかなか目にしないということもありますし、また、この28年の68本、私は全部見ていませんが、中にはぜひ市民に見て欲しい力作の動画もありますので、そういったものが5階のモニターで見られるような工夫等ができないのかどうか。そんな取り組みについてどうなのか、お聞きしたいと思います。

2点目、バス事業ですが、券をもらった方で、69%の方がバスの利用券を使いましたよと。この30%は使っていないわけです。これをどう見るか。いわゆるPRが十分行き届いてなくて、使い残しなのか、それとも、全部使い切るまででもないということなのか、その辺をどう分析をしているのかということです。それから、これによってバスの利用者が千人増えたということで、今後考えた場合、助成額を増やすともっとバスに乗ってくれると担当課は思っているのか、それともまずこの金額でもう少し様子を見ないと、バスの利用者増というのは何ともいえないのかどうか、その辺どの様な認識なのかお聞きします。

最後、公債費の金利で、見直しできる金利のもので大幅に低金利は効果が出たものもあったということですけれども、こういった見直しできる返済のものに関して、この低金利の時に繰り上げ償還みたいなものは市として考えられないのかどうか。低金利のうちにできる限り返せるものは返してしまう等々を含めて、そのような考え方というのは担当課が持っているのかどうかお聞きします。

國枝委員長

平澤政策広報課長。

平澤政策広報課長

きたひろTV、また、FMメイプルに関して5階の多目的ディスプレイでこの動画、あるいは放送を紹介できないかということですけれども、「市役所情報 BOX」のほうは毎週中身が変わるので難しいものと考えていますが、「きたひろ再発見」については、市民に出ていただく場合などもあります。こういった部分について、今後、写真もあわせて出すようなことについて検討を進めたいと思います。また、きたひろTVについても、さまざまな動画がありますので、この中から紹介できるものがないか検討したいと思います。

國枝委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

生活バス利用促進事業における平成28年度の使用率約70%ということで、30%は使われていないということになりますけれども、こちらについては個々の利用の状況というものを追えない形ということになっておりまして、20枚の内おおむね6枚程度は使われていないという形になりますけれども、これは想定ですが、バスを利用する機会がその分なかったのかなということで、捉えることができるのではないかなと思います。また、この助成額、今 2 千円ですが、この補助額は、どちらかというと本事業については身近な公共交通機関である生活バス路線について乗るきっかけにしていただきたいという期待を持った事業ということになっています。例えば、すぐに補助金を増額して、利用者数あるいは収益の改善というよりは、今申し上げました身近な公共交通機関に興味を持っていただいて、使っていただきたいということで、そういった目的を持って引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

國枝委員長

佐藤財政課長。

佐藤財政課長

市債の償還の関係のご質問だと思います。

先ほどご説明いたしましたのは、利率見直し方式と言って、借りている利率を見直すというもののことで、委員おっしゃられた一括償還というふうになりますと、一番はっきりしているのは、政府系の金融機関が借りているものはこちらの都合で一括で返す手続きを踏みますとペナルティの金額が別に生じるということで、低金利の影響よりもさらにそちらのペナルティが大きくなる可能性が 1 つあります。それと、公債費というのは単に単年度のお金が足りないから借りるというのもあるんですけれども、一応この新庁舎もそうですが、将来世代にわたって使える施設を、今の現役世代だけではなくて、将来世代にも広

く均等に、平等に負担してもらおうという考え方もあって、市債を発行していますので、なかなか有利なだけで一括償還ということになると、その市債の原点というのも崩れてしまうというのがあるので、支障ない範囲でできることは総合的に考えていきたいと思いますが、なかなか難しいのかなと思っています。

國枝委員長

川崎委員。

川崎委員

歳入で関連するものを質問しましたので、取り消します。

國枝委員長

以上で、通告による質疑を終了します。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

以上で、総務費のうち、総務管理費の財政管理費、会計管理費、情報化推進費のうち財政情報公開事業、契約管理費、企画費の企画総務費、都市計画調査費、広報費、交通対策費のうち、生活バス路線確保対策事業、生活バス路線利用促進事業、市民生活費のうち、男女共同参画推進事業、市民協働推進事業のうち市民協働推進事業、市民参加推進事業、空き家対策事業、統計調査費、民生費のうち、児童福祉費、児童母子福祉費の健やか子育て支援事業のうち出産祝金支給事業、公債費、諸支出金、予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休　憩　　14 時 17 分

再　開　　14 時 19 分

國枝委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、総務費のうち、総務管理費の一般管理費、文書費、施設管理費、車輌管理費、職員研修費、職員福利厚生費、公平委員会費、防災費、情報管理費、財政情報公開事業及び社会保障・税番号マイナンバー制度システム等導入事業を除く情報化推進費、徴税費、選挙費、監査委員費、職員費の質疑を行います。

田辺委員。

田辺委員

それでは、通告の2件について質問いたします。

初めに、決算書96ページ、報告書57ページの文書管理運営事業についてお伺いします。これは26年度ファイリングシステムの導入が行われたということなんですけれども、このシステムの導入に関しましては、ほかの自治体のいろいろ調べますと、なかなか内部の理解が、職員の理解がなかなか進まなくて、難しいということも聞くんですけれども、当市の場合は職員の意識改革というんでしょうか、その一番苦労されているところはスムーズに進んだのかお伺いします。

それから、成果として、この目的として紙媒体の文書の削減、担当者がいなくても必要な文書を迅速にピックアップできるという、効率化を図ることだと思うんですけれども、こちらのほうは進んでいるのか。よく言われている、「退職時は机の上は滑走路」という状態は今できているのかお伺いします。

それから、維持管理というか、この制度を始めるにあたってコンサルタントというか、指導してくださる方を委託しているかと思うんですけれども、その方の成果というのがどのくらいのものだったのか。あとは、職員の意識がないと、またこれは元に戻ってしまう心配もあるかと思うんですけれども、このコンサルの方、指導の方が軌道に乗るまで今後どのくらい必要なのかということ。

それから、市民からの情報公開請求に対しても、このことが進んでからスピーディーに対応できるようになったのかということもお伺いします。

それから、事務事業評価を見ますと、総合文書管理システムというのがあったんですけれども、こちらについてはどのようなことなのかあわせてお伺いします。

続きまして、2点目の防災資機材整備事業、決算書94ページ、報告書41ページなんですけれども、こちらは順次、避難所開設セットが用意されているということなんですけれども、各避難所、学校等だと思うんですけれども、実際にセットの内容ですとか、説明、ここに配置するですとか、そういうことがきちんと説明、実践されているのかどうかということをお伺いします。

避難所開設にあたっては、報告書には自主防災組織の存在というか、そこが担うという、大きい役割ということが書かれているんですけれども、以前私がこのことについて質問した時に、「自主防災組織はなかなか自分たちも被災者ということになると、活動が難しいのではないか」というお答えがあったかと思うんですけれども、その辺で自主防災組織との連携はどのようになっているのか、情報の共有ですとか、訓練の実践、そのようなことがどのように行われているのかお伺いします。

國枝委員長

安田行政管理課長。

安田行政管理課長

それでは、ファイリングシステム導入の全般的に質問がありましたので、それについてお答えしたいと思います。

まず、今、田辺委員が言われましたファイリングシステム導入にあたっては、職員の協力がないと進まないということが当然ありました。そのために、前半は管理職中心の研修会というか、説明会をした後、各職員に対しての研修会を行い、さらには各課に文書主任とかがいますので、そこの部分についての専門研修を行いながら、ファイリングシステムの導入を進めてきたという経緯があります。ただ、今回のファイリングシステムを進めるにあたり、新庁舎ができるということで、当然そのための文書整理もしないと引っ越しができないということもあり、そういうのも一緒に重なったせいもありまして、職員については、ファイリングシステムの導入について、協力していただいて現在進んでいるところです。今後の維持管理等につきましても、実際委託業者から言われているのは、「導入はできるんですけれども、今後の維持が一番大事だ」というふうに言われております。ただ、当然維持をしていくにも経費が掛かりますので、現実的には今年度で専門の委託業者との契約は終了し、来年度から職員で行うように現在考えているところです。その点で、今年度も既に 7 月に委託業者に来ていただき、各原課の実地指導をしてもらっています。その中で、新庁舎に 5 月に移動してきて、現在進めています。仕事が始まれば当然書類はたくさん机の上に上がっていますけれども、帰る時にはほとんどの書類は全部決められた書庫の中に入れられていますので、そういう意味ではすごくきれいな状態になっていると思っています。全体的な評価としましては、ファリングシステム導入により、基本的には公文書の書類が一定のルールで決められた場所に、文書の並びも全てルール化されて、順列別に保管することで、今まで公文書を自分の席に置いたりしていたのがなくなって、私物化がなくなり、さらには担当職員が不在でも基本的には決まったところに文書が置いてありますので、何か問い合わせがあっても短時間で必要書類が探し出せるですとか、先ほど言いました、退庁時に書類を放置しないということで、当初の目的であります執務環境の改善、情報の共有化、公文書の私物化排除、情報漏えい等のセキュリティ対策など、この辺については一定の効果が上がっているものと捉えています。ただ、先ほど言いました、7 月の委託業者で各原課を全部実地指導した結果、部署にもよりますけれども、キャビネット自体にまだ表示をしていないとかの指摘ですとか、収納序列が曖昧になって、ちょっとずれている部分があるとか、既に用済みの書類や重複したコピーがそのまま保管されているとか、そういう指摘も現在受けていることは確かです。そういう意味でも、28 年度のファイリングシステム導入はあくまでもまだ、システムの形づくりをしてきたということがありまして、今後は本当のファイリングシステムの公文書の保管から保存、さらには廃棄まで統一したルールでしていくことが目的であることから、今後、さらにこの辺の定着を進めていきたいと考えています。

次に、総合文書管理システムですが、これは現在公文書を作成する際に、起案をシステ

ムで作成するようにしています。現在、このシステムを使い、試行で、課長職までの決裁の場合は電子決裁も可能という形で現在は行っています。ただ、全て電子決裁にはしていませんで、まだ試行ですので、大体公文書の 1 割程度が電子決裁で行われているところです。今後、このシステムと、ファイリングシステムが一体となって、保存もそこからきちんと、今整理をしているということです。

國枝委員長

及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長

防災に関するご質問にお答えします。

まず、1 点目ですが、避難所開設セットは、現在避難所として考えています、33 避難所全ての避難所開設セットは整備されているところです。中身としては、避難所開設マニュアル、記入が必要な用紙等、ライト、ランタン、その他必要だと思われるものを整備しているところです。また、委員からお話がありました、各施設ごとの避難所の平面図とか、取り扱い上の注意点とかについては、今年度中を目途に全施設分について、整備したいと考えているところです。

2 点目です。避難所の運営についてですが、現時点での考え方としては、まず、避難所を運営していただく方については、家に住むことができず、避難所に避難せざるを得ない避難者の方を中心に運営していただくという考え方です。避難生活が長期化した場合には、自主防災組織、町内会等の皆様にお手伝いいただくということも考えられますが、まず、被災した最初の段階では、多くの方が自宅で避難されている場合も想定されます。自主防災組織、町内会の皆様には最初の段階では、そういう皆様の情報収集、また、物資の配布にご協力いただきたいと考えているところです。

國枝委員長

安田行政管理課長。

安田行政管理課長

先ほど 1 点ファイリングシステムの部分で、情報公開のスピーディーさについて答弁漏れがありました。

この部分については、実際それほど情報公開の請求が少ないということがあります。スピードが上がっているかというと、はっきりとわからない部分がありますが、ただ、基本的には文書は起案をシステム等で行っていますので、その辺は前よりは早く対応できるようになっていると思います。

國枝委員長

田辺委員。

田辺委員

わかりました。

今の指導は、今年度で終わりにしたいということだったんですけれども、先ほどもお話ししましたように、やはり点検というか、指導や指摘がないと元に戻ってしまうということもあるかと思うんですけれども1年に1回、2回、チェックしてもらう、そういうものは今後はそれも職員のほうでやるということで考えていいんでしょうか。そういう経費というものは今後見積もらないということでいいのかお伺いします。

それと、今電子化、電子決裁のお話がありましたけれども、ペーパレスを進める上での電子化の作業というのはだいぶ進んでいるのか、何%くらい進んでいるのかお伺いします。

それから、ファイリングシステム導入という時に、市民の方でたまたま傍聴に来ていた方が、「そんなにお金が掛かるんだ」ということを言って、後から「そんなのはおかしい」と言われた経緯があるんですけれども、やはりこのシステムがあることで、すごくいろんなことがスムーズにいって、大きく考えると経費の節減になっていくんだよということを市民の方にお知らせする機会を持っても、何らかの方法で広報を使うなり、いろんなことがあるんではないかと思うんですけれども、そういうことも必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それと、紙ベースの保存というのもかなりあると思うんですけれども、これまでのものとかもあって、第 3 庁舎に文書の保管スペースを確保しているというふうに聞いたんですけれども、そちらのほうもダンボールに入れて積んでおくだけでは実際にいざという時に使えないかと思うんですけれども、そちらの整理と言うんでしょうか。可動式の書庫みたいなものを用意するとか、検索がスムーズにいくような対策はとられているのかお伺いします。

それから、防災の関係なんですけれども、実際には行った人、避難した人が、避難所の運営にあたるということなんですけれども、その時に資機材ですとか、どこになにがあるかとか、そういうのは、やはり事前にある程度のことを皆さん、市民の方が把握されないと、なかなか、いざ行って、どこに何がある、どこに何を置く、というのでばたばたするのではないかと思うんですけれども、そういうことは必要ではないのかということをお伺いします。

それから、福祉避難所のほうにも同じように今回資機材の整備がされたということなですけれども、こちらのほうは、そこの職員の方とか、内容の共有、実際どうするかというようなことは進められているのかお伺いします。

國枝委員長

安田行政管理課長。

安田行政管理課長

ファイリングの部分をお答えします。

まず、先ほど言いましたように、30 年度からは一応指導等は行政管理課が中心となって行っていきたいというふうに考えています。これは、導入前に幕別町と岩内町を視察してきて、岩内町は本当は 5 年くらいやるということを考えたみたいなんですけれども、翌年以降指導に来た場合、それほど次年度は新しいものがあるなら別なんですけれども、前年度と同じだったと聞いたものですから、その辺を参考させていただいて、本市も導入、維持管理で 2 年で終了したいと考えています。

次は、ペーパレスですが、ファイリングの導入の 1 つの大きい理由は、いろんな資料を共有化することで、何人もの職員が同じ書類をコピーして持っている必要がないということで、紙の縮減を図るのが 1 点あります。これがどこまで進んでいるかというと、実際には保管をする時、実際業務をしている時には皆が持っているんですが、保管をする時にはそれらを全部廃棄し、保管するのがものすごく減るという形になっています。今回 28 年度分の書類を整理しましたが、28 年度分で今のところ、年度途中からの部分でありますけれども、そこで約 2 割強の減になっているという部分があります。それと、もう 1 点は電子決裁によるペーパレス化の部分もあり、これは実際、年間約 3 万件の起案文書があります。先ほど言いました、その約 1 割程度、約 3 千件が今電子決裁で行われている部分があります。そういう意味ではまだ 1 割で、それほど多くはないですが、ただ、前年 27 年に比べると、28 年は約千件程度この辺が進んでいるという部分があります。今後、電子決裁の部分についても推進をしていきたいと考えているところです。

次に、ファイリングシステムの導入に係って、この経費をどう見るかという部分であります。確かに、今回のファイリングシステムの委託で　600 何十万、そのほかの消耗品関係で約 1 千万円掛かっています。ただ、文書の整理にそんなにかけるのかということはあるかもしれませんが、実際、先ほど言いましたように、書類を探すという時間をどれだけ短縮するという試算では、今まで 1 個の文書を探すのに 10 分掛かるということもありますが、現在は基本的には導入の時にテストをしていますが、30 秒以内に探せるようにするということでやっています。この時間等を考えた時には十分元が取れるという委託業者の話でありまして、確かに文書を探す無駄な時間を業務に換算すると、十分効果は出るのかなと考えているところです。

次に、第 3 庁舎の活用ですが、今後の予定ですが、現在保存文書を青葉浄水場とフレンドリーセンターにそれぞれ保管をしているところです。特に、フレンドリーセンターには 10 年、永年を保管しており、そこにある文書を現在データ化しています。今後、第 3 庁舎の棚に縦横の番号を付けまして、そこに箱と、どこの場所に何の書類が入っているかとい

うのを、全てシステム化して今後管理していくという形になります。ただ、青葉浄水場にある 5 年保存については量が多いため、それは持ってこないで、今後青葉浄水場では期限が来るまでにはそこに置きたいというふうに考えております。

以上であります。

國枝委員長

及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長

まず、各避難所に整備されている資機材等の把握ということですが、避難所により性質が異なり、自分の敷地内に備蓄庫等を持っている避難所もありますし、今の段階ではそういう資機材が整備されていないところもあります。したがって、各施設ごとに避難所開設準備セットを用意していますので、その中でこの避難所については、自前の備蓄もあるし、後からこういうものが送られてくるというのがわかるように、また、こちらの施設には備蓄しているものはないので、随時こういうものが送られてくるということで、わかりやすいようにセットの中で示すということも検討したいと考えています。

2 つ目ですが、福祉避難所についても、その整備する内容を把握したほうがいいというお話だったと思いますが、まず、福祉避難所に整備している資機材は、福祉避難所事業者側とこちらが協議をして、先方がこういう整備を望むというものを私どもが購入し、備蓄しているものです。28 年から 30 年にかけ、3 カ年で整備したいと思っています。私どもとしては、施設側が把握していると思っていますが、今後についても、施設側に対し職員の皆さんにも周知を図るようにお願いをしたいと考えています。

國枝委員長

田辺委員。

田辺委員

防災資機材についてはわかりました。

ただ、やはりどこかのところでも、実際に市民の方と避難所訓練をされたということをお聞きしましたので、随時毎年いろんな場所で実際の訓練というのを現場でやっていけるようにしていただきたいと思います。

文書管理のほうなんですけれども、電子化が進むということと、あと、今日たまたま朝、朝日新聞に公文書管理の記事、社説が載っていまして、国のほうでは「あれがない、これがない」といって、国会のほうでも文書がどこに行ったかがわからないという話でいろいろ盛り上がっていたかと思うんですけれども、やはり公文書は市民のものであるという認識、住民のものであるという意識が一番大事なことだと思うんですけれども、以前にも質

問に出ていたかと思うんですけれども、この電子化が進むことと、それから管理規程の見直しというのも検討していかなければならないと思うんですけれども、この辺の認識というのは、実際うちの管理規程にも目的とか、そういうものがないですよね。こういうことも今後検討していかなければいけないかと思うんですけれども、この管理規程の見直しについてはどのように考えているのかお聞きします。

國枝委員長

安田行政管理課長。

安田行政管理課長

文書管理の規程ですが、実際国のほうも文書管理の見直し等をしており、本市も先ほど言った電子決裁も含めて、まだ試行という形で行っていますので、文書管理規程の中には、まだその辺をうたい込んでない部分があります。

もう 1 点大きいのは、永年保存となっているものを今後どういうふうに保存していくかと、国が 30 年となっており、本市もそういう部分を総合的に含め、文書管理規程については今後見直しを考えていきたいと考えています。

國枝委員長

川崎委員。

川崎委員

私のほうから 1 点だけ、お願いをいたします。

ページ数は決算書の 91 ページになります。ここの部分の庁舎建設事業についてお伺いをしたいと思います。決算書によりますと、この工事費の 28 年度、16 億 5 千万円くらいの支払いが起きています。そこでお聞きしたいのが、この 16 億 5 千万円というのはどの時点での金額なのかを知りたいのと、それから、この後の支払いについてのそういった手続きについてお伺いしたいんですが、当然出来高なり、期限で支払っているのか、その辺も種類があると思うんですけれども、支払うためには調書があって、その調書に基づいて支払いをしていくんだと思います。その調書の中で、当然工事の支払前の検査が行われていると思うんですが、その検査は行われたのかということ。そして、もし検査を行っていたとしたら、その時の指摘事項等の書類は残っているのか。先ほど文書の話がありましたけれども、そういうことの手続きによって、この支払いがなされているのかについて、まずお伺いをしたい。

國枝委員長

及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長

工事請負費の支払方法についてですが、建築主体工事は、平成27年度中の前払金と部分払いを合わせて、2億5,697万726円。28年度中部分払いが15億8,982万9,274円。29年度完成払いが12億3,120万円となっているところです。28年度工事請負費16億5,635万3,022円の内訳は、建築主体工事28年度中部分払い、15億8,982万9,274円。地中熱ヒートポンプ完成払いが6,541万1,348円。その他、パラボラアンテナ移設に伴う基礎工事等が111万2,400円となっているところです。なお、電気設備工事、機械設備工事は、請負者から28年度中の部分払いの請求がなく、行われなかったところです。

また、ご質問のありました平成28年度中の建築主体工事部分払いについては、部分完了の届をいただき、検査を行い、検査に合格したことから、支払いが行われたところです。また、部分払いの際の指摘事項については、特段無かったところです。

國枝委員長

川崎委員。

川崎委員

工事で検査をするんですけれども、これは設計事務所が管理も請け負っておられるんだけれども、設計事務所の検査をしたということで受け止めていいのかどうか。その検査のスタッフはどうだったのかということをお聞きしたい。今のお話だと、検査について特に指摘事項が無かったと言ったのかな。ちょっと聞き取りにくいから、そうですよね。僕は信じられないんだけれども、工事の途中で皆で専門家が回って、指摘事項がゼロなんていうのは有り得るのかなと。僕の経験からは、全くありません。その辺が、どういう検査をしているのかもう少し教えていただきたい。なぜ僕がこういうことを言うのかと言いますと、われわれは逆の立場であったんだけれども、建物を建てるときには、どうしても瑕疵工事というのがどうしても出てきますよね。契約しますよね。要は、建てる施工者側が【未施工】があれば、無料で保障しますよといういわゆる保証期間です。その時に、要は検査の指摘事項が全くゼロだというのはこれは全く瑕疵にならないんです。そういう書類をきちんと残しておくと、例えば2年瑕疵、10年瑕疵といろいろありますよね、物によっては。それがなされていないということは、要は指摘事項が全くなかったということは、全て満足していますよということだから、それらの原因で瑕疵が発生することはありえないということなので、ちょっと先へ進みますけれども、29年度完成後に払った時の検査の瑕疵というか、指摘事項はゼロですか。

國枝委員長

及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長

工事が完成しての支払までの検査の段階としては、まず、受注者である請負者が自主的に検査を行います。その後、設計者、工事監理を委託している設計者が 2 回目の検査を行います。その段階では、やはり自主検査等で改善しなければならない内容とかは出てきていると伺っています。最後に市が検査担当のほうで検査を行いますが、その時点においては、自主検査、設計監理者検査で、瑕疵と言いますか、改善点については、完了して、その後市のほうが検査を行うという段階になっていますので、先ほど答弁した市の検査が完了した段階で指摘事項はないということです。平成 29 年度完了時においても、市が検査を行った段階においては、改善、指摘点はなかったということです。

國枝委員長

川崎委員。

川崎委員

このことは、長くなると思うので留保しますけれども、1 点だけ聞いておきたいんですけれども、完成しました、今こうやって使われています。その今担当者が知り得ている不具合、この庁舎の不具合についてどのように考えているか。大きな点でいいけれども、どのような点があるか。

國枝委員長

及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長

引渡しを受けた後の幅木の剥がれとか、そういう小さな修繕については、随時対応していただいているところです。また、ロビー床タイルのひび割れについては、熱膨張が原因と思われることから、今後床暖房が入る冬期間の状況などを確認した上で、来年春の 1 年点検の際にまとめて対応していただくこととしているところです。また、南東側階段の夏場等における温度上昇については、想定を超えた温度の上昇が見られることから、今後こちらについても冬期間の状況も把握した上で改善策について検討したいと考えています。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

それでは私のほうから 1 点だけ。

先ほど間違えましたけれども、決算書 117 ページの徴税費についてお伺いをいたします。

この徴税費、賦課徴収経費として 8102 万 8 千円余り計上されていて、そのうちの委託料が 3575 万 7 千円と約 40%が委託ということです。この委託徴税の中身をもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

それから、市税収入に対する徴税費の割合ですけれども、市税収入 78 億円余りに対して、徴税費 8100 万円。率にして 1. 04%になるかと思いますけれどもこれが妥当なのかどうかをお伺いいたします。

関連しまして、この市税の滞納についてもお伺いをいたしますけれども、先ほどの答弁でもかなり景気回復のためにこの滞納が改善されているというようなことだったんですけれども、以前は 2 千人台だったのが、2015 年度には 1231 人。そして、2016 年度は 1078 人と、減少しておりますけれども、これは果して本当に景気回復によるものなのかどうか、もう一度お聞かせください。この滞納の、例えば年代別に 20 代、稼働年齢層だとか、あるいは 65 歳以上の高齢者だとか、そういう大きく分けた年代別の割合というのはどうなんでしょうか。

それから、差し押さえについても、2016 年度の特徴等についてもお伺いいたします。

國枝委員長

米川税務課長。

米川税務課長

まず、徴税費について、概要を申し上げます。税務課において賦課に係る事務経費、徴収に係る事務経費となっています。その中でも主なものとしては、委託料は、賦課・徴収、この共通の電算処理、固定資産税に係る鑑定委託、こういったものが主になります。それから、28 年度は、固定資産評価替えに向けての臨時的経費ということで、この分が増えています。

次に、徴税割合ですが、税収が 78 億 1,800 万円ありましたので、率としては 1. 04%となっていますが、これは昨年に比べ 0. 13%増になっています。その主な要因は、先ほども申し上げましたが、固定資産税の評価替えに伴う臨時的経費ということで、標準宅地の鑑定委託、こういうものがあったもので、率が上がっています。

この率ですが、私どもは、これに対して正式な調査はしたことはありませんが、国と地方ではその割合が違うとしつつも、大体適正な割合としては、おおむね 1%から 2%の範囲ではないかというふうに記憶しています。

それから、次に、差し押さえについて、滞納者の方についての年代別ですが、年代別までは押さえてはいません。ただ、どうしても滞納されている方の所得状況というのが、200 万円以下の低所得者と言われる方の層が半分以上を占めています。

それから、差し押さえの状況ですけれども、28 年度で 687 件。それから、27 年度で 563 件というふうになっていますが、以前までは不動産のほうを差し押さえるというのがかな

りウエイトを占めていましたが、最近の傾向としては、換価しやすいものとして、預貯金、それから生命保険等を差し押さえさせていただいています。その中身としては、預貯金の差し押さえが415件、生命保険が131件で、あと不動産が19件。そのほかに、国税の確定申告による還付金の差し押さえが道税を含めると50件となっています。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

徴税費の割合ですけれども、全国的には国税の場合100円に対して1. 4円。地方の場合だと100円に対して2. 2円程度だと言われておりますけれども、ネットで調べた限りでは茨城県の場合は100円に対して2. 7円という、非常に平均よりも結構多くの徴税費を掛けているというような状態かと思いますけれども、その点では当市は 1.04%ということで、割と少ない徴税費で効率的と申しますか、市民の方に税負担をしていただいているのかなというように思いますけれども、全国平均に比べて、当市では割合が少ないことについて、どのようにお考えなのかお伺いします。

それから、この徴税費の中身としては、コンビニ収納の委託料など、その経費なども入っているのでしょうか。コンビニ収納などの費用対効果はどのように考えているのかお伺いをいたします。

それから、差し押さえについてですけれども、不動産差し押さえが確かに前年度75件から 28 年度は 19 件と減少しているんです。これは、見方によれば、不動産として差し押さえるものがなかったというのかなとも思いますけれども、その一方で答えにありましたように、預貯金の差し押さえが増えていると。410件から583件に増えているというようなのは、私は問題じゃないかなと思うんですけれども、この中でおそらくそのようなことはないと思いますけれども、生活資金の差し押さえに至っていないかなど、確認のためにお伺いをいたします。

それから、前年度まではよくわかりませんでしたけれども、28 年度の内容としては、乗用車の差し押さえが19件というように報告されておりますけれども、これらについても例年並みなのかどうかお伺いをいたします。

そして、28 年度は公売が不調だったということでありますけれども、この不調だったわけについてもお伺いいたします。

國枝委員長

米川税務課長。

米川税務課長

まず、徴税費割合が少ないという部分に関しては、昨今の市の財政状況等ももちろん私どもは考えなくてはいけません。経費をどんどん掛けて税収を上げるという考え方はなく、必要最小限の経費でどうやって効果を上げるかを考えて、日々業務に努めています。予算要求の時にも、削減できるものは削減しようということでやっており、大きな要因というのはないんですが、通常のそういった積み重ねでやっています。ちなみに、先ほども申しましたが、割合が昨年度より 0. 12%増えたということになっていますが、大体評価替えの準備がない年、例年でいくと、1 件当たり 1%を切るという状況になっていますので、このまま継続していかなければならないという思いです。

それから、コンビニ収納に関して、現在の件数で言うと、約 3 万 2 千件ほどあります。これがおおむね税込みで大体 62 円弱くらいの手数料になります。コンビニで収納させていただいている金額が 4 億 8,900 万円。これに対して、コンビニの手数料、これが約 185 万円ほどになっております。ですので、やはり金融機関の窓口とは違って、24 時間利用できるというところでは、かなり費用対効果は出てきているのかなと思っています。ちなみに、全件数において、昨年度のコンビニ収納の率は 15%ほどでしたが、今年は 15. 6%ということで、昨年と比べ、約 1,500 件ほど伸びているという状況になっています。

それから、不動産の差し押さえに関してですが、75 件から 19 件減ったというのは、確かに不動産の差し押さえは以前からしていますので、新たに差し押さえさせていただく不動産が減っているのは件数的には事実なんですが、やはり、まずは納めていただきたいというところで、換価しやすい預貯金、生命保険等の金融機関、金融関係を重視しています。それから、それに伴い、生活費の差し押さえというところになりますが、給与も含め、最低生活費というのは必ず保障しなければいけない、私どもはそれは絶対に一線を越えてはいけないと、そこは常日頃注意をしながらやっています。そういった意味では、まずは生命保険などに関しても、滞納されている方の年齢なども考慮して、まずは大きなものよりも、比較的小さなものから押さえをさせていただく。それから、まずは差し押さえをさせていただいて、状況を見ると。すぐ解約ということではないものですから、まずは一段階を抑えさせていただいて、状況を見るということになっています。その結果、効力無効というのですか、結局保険料を納めておらず、そのまま保険としては成り立たないものを、まず第一に押さえさせていただくという部分で、件数のほうは多くなっています。

最終的には納税というのは、一時的なものではなくて、常に継続的なものとなっていますから、今後のスムーズな納付につながるような、そういった対応をしていかなければいけないと思っています。そのため、差し押さえのような強制徴収は、自主納付にどうしてもつながらないような場合に実行させていただいております。また、われわれの徴税事務というのは、民間の債権回収とは異なり、一定の配慮が必要であると考えており、債権を回収すればいいということではなく、納税者の方の生活の継続というのを前提とした対応というのを第一義で考えてやっています。

それから、最後に、乗用車 19 件となっていますけれども、これは、道で実際にやっている差し押さえ、われわれのほうもお手伝いをして、28 年度からやらせていただきました。これに関しても、あくまでも自家用車を対象にやらせていただいており、事業用で使っている車両はご本人と相談した上で、そこは押さえないようにやっています。

それから、公売の不調についてですが、これに関しては不動産をヤフーオークションに昨年かけさせていただきました。設定金額に関しては、不動産鑑定士の金額を基に、最低価格を設けてやりましたが、最終的にはヤフーオークションにおいての入札がなかったものですから、不調に終わったという内容のものです。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

わかりました。

もう 1 点だけ、質問いたしますが、簡潔にご答弁いただきたいと思いますけれども、債権管理の一元化については、平成 28 年度は予定どおり進行しているのでしょうか。そして、29 年度から始めるというようなことだったと思いますけれども、その中で市営住宅の家賃だとか、あるいは学校給食等については、平成 32 年まで一括して管理できるようにするというようなことでしたけれども、その辺のことについても予定どおり進行しているのかどうかお伺いします。

國枝委員長

米川税務課長。

米川税務課長

債権の一元管理に関しては、今年は 3 料ということで、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料の 3 つをやらせていただいていますが、全部で大体 200 から 250 件くらいの件数を想定しています。一応、3 年やって、問題点等を洗い出した上で、平成 32 年度から今、板垣委員が申し上げられたように、給食費とか、市営住宅費、そういったものも含めて拡大していく予定ですが、まだ半年ちょっとしかたっていないので、順次納めていただいてはいますけれども、問題点等を洗い出した上で今後進めていきたいと考えています。

國枝委員長

永井委員。

永井委員

　では、通告どおりに、決算書95ページの防災費について、田辺委員からも少し出ました福祉避難所の件なんですけれども、民生ではなくてこちらということなので、質問します。

　福祉避難所関連で、避難者の受け入れ先の施設における環境整備などの状況はどのように把握していますでしょうか。また、必要設備の整備に係る補助、助成などはどういう状況でありましょうか。事務事業評価には、2016年から3カ年計画で、1施設150万円を上限に設備などの助成などを行うということが書いてありますけれども、この3年間で150万円という金額は妥当なんでしょうか。十分なんでしょうか、伺います。

國枝委員長

　及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長

　福祉避難所の施設等の環境整備の状況についてですが、福祉避難所12施設において、各施設からの要望に基づき、平成28年度から30年度の3カ年で、主に発電機、ストーブ、ジェットヒーター、投光器、食品、また防災倉庫等の防災資機材の整備を進めているところです。なお、当該事業は、北海道の地域づくり総合交付金を活用しており、必要経費の2分の1ずつを北海道と本市で負担しているところです。また、1施設50万円、3カ年で150万円を限度ということで、十分だろうかというご質問がましたが、まず、3カ年が終了した時点で、各施設等とお話をさせていただいて、状況等を把握したいと考えています。

國枝委員長

　永井委員。

永井委員

　そうしましたら、2016年度におきましては、福祉避難所の備品では、ストーブ6台、発電機8台などというように事務事業評価にも載っていますけれども、この1施設3年間で150万円ということで、こちらのストーブだとか、発電機だとかの1台当たりの金額とかはどのようなものだったのでしょうか。参考までに伺いたいと思います。

　また、2016年度の実績の中では、飲食料が整備されましたというようなことが載っていないんですけれども、そのような要望は、2016年度にはなかったのでしょうか。

國枝委員長

　暫時休憩いたします。

休　憩　　15 時 16 分
再　開　　15 時 18 分

國枝委員長
休憩を解き、再開いたします。
及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長
まず、ストーブは、大体 1 台平均 1 万 5 千円程度となっています。灯油型のストーブです。また、発電機は、発電量により大きさ等が違いますので、8 万円程度から 20 万円程度の幅です。
また、ご質問のありました、ミルク等食料品についても、若干量は希望があり、購入しています。実績には金額的に大きなものを記入しているところです。

國枝委員長
永井委員。

永井委員
発電機などでは、8 万円から 20 万円くらいの幅があるんですけれども、やはりこういうことを考えますと、3 年間で一施設 150 万円ということは、本当に妥当なのかという疑問が残りますので、そちらのほうの今後の拡充などの検討はいかがでしょうか。
また、2018 年度、来年度に福祉避難所の備蓄品の整備が完了しますという指標名として、事務事業評価の評価指標に載っているんですけれども、こちらの根拠はどのようなものでしょうか。来年度で福祉避難所に指定している施設においての整備が完了するというのが、どのような根拠でこのように載せているのかというところを伺います。

國枝委員長
及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長
一施設 150 万円が妥当かどうかということについては、繰り返しの答弁になりますが、まず来年度、30 年度にいったんの完了をもって、施設等の状況等を伺い、その上で判断したいと考えています。
それと、来年度完了というのは、平成 30 年度完了ということだと思いますが、そちらに書いていますのは、その財源である北海道地域づくり総合交付金を活用した福祉避難所への資材整備について、完了するという表現になっているところです。

國枝委員長

大迫委員。

大迫委員

1点だけお聞きいたします。

決算書95ページ、防災訓練事業ですけれども、28年度の訓練において、ペットに対する避難訓練や、避難所でのペットの取り扱いについてどのように検討されたのかお聞きいたします。

國枝委員長

及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長

ペット同行避難については、他の自治体における対応や問題点などについて、調査研究するなど、市としての考え方を整理していたところです。先月9月1日に北海道が札幌市北郷小学校において開催した、1泊型避難所開設訓練では、本市職員も参加したところですが、ペット同行避難は行われなかったところです。今後、札幌市がペット同行避難訓練の実施を検討していると伺っていることから、視察などをして、本市の参考としたいと考えているところです。

大迫委員

調査研究するところは札幌だけではないです。やっているところはかなりあるんです。過日の9月6日の道新に掲載されている記事の中で、札幌市、これは大地震の災害時に避難所で犬や猫、動物の救護や世話にあたるボランティアの登録制度を作り、ペットと一緒に避難してきた飼い主と動物の適切な飼育管理を図るというもの、読んだと思いますけれども、そういうことをやると。登録されたボランティアは、避難所に設けられた飼育スペースの掃除やえさやりを手伝い、飼い主がケガをしてペットの世話をできない場合は、自宅などで一時的に預かるなどをしてくれることになっていると。当市、北広島市において、ペットを飼っている家庭が多くあるのが現状です。それを考えますと、札幌市と同様の仕組みが今後も必要になってくると思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

國枝委員長

及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長

大迫委員ご指摘のとおり、札幌でペット避難に関するボランティア募集が始まったとい

う記事を私も読ませていただきました。まだ、その情報を得てから日が浅いということもあります。今後その内容についても勉強させていただきたいと考えているところです。

國枝委員長
　大迫委員。

大迫委員
　今後もペットを含めた避難所訓練、これは必要と考えてはいると思うんですけれども、訓練をやるのかやらないのか、どっちですか。

國枝委員長
　及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長
　繰り返しになってしまいますが、まず市の考え方を整理した上で、実施について検討し、結論を出したいと考えています。

國枝委員長
　暫時休憩いたします。

休　憩　　15 時 25 分
再　開　　15 時 34 分

國枝委員長
　休憩を解き、再開いたします。
　稲田委員。

稲田委員
　自主防災組織育成事業、決算書は 95 ページ、そして報告書は 41 ページでございます。こちら、交付件数が 7 件と出ておりますけれども、この 7 件に対してはどのようにお考えでしょうか。この数字に対して。
　もう 1 点ですけれども、こちらの事業内容のところに、地域における防災活動を担う人材育成を実施するとございますけれども、具体的にどのようにされているのか、この 2 点お聞きします。

國枝委員長

及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長

自主防災組織への活動助成実績ということで、7件という数字がどうだろうかという内容かと思います。平成27年度については、件数としては11件、助成金額が40万6千円。28年度は件数が7件、助成金額は27年を上回り、42万5千円となっているところです。こちらの助成制度については、各自主防災組織、また、町内会等が仮に防災倉庫等を購入するという決定をされた場合に、上限はありますが、市のほうで半額助成するという制度になっています。現在、市内にある町内会等は、財政的な部分ではそんなに潤沢ではないのかなと考えています。そういった中での 7 件。半分は町内会が負担しなければならないという制度での、その 7 件が妥当なのかどうかは判断に困るところでありますが、私どもとしては、そういう町内会等を応援していくという関係で、少しでも多くの町内会、自主防災組織に手を挙げていただいて、助成をしていけたらと考えているところです。

次に、人材の育成についてですが、災害発生時に居住されている地区や、自主防災組織等で中心的な役割を担っていただく、地域防災マスター認定者については、28 年度中に 7 名の方が新たに認定され、28年度末現在で計85名となっているところです。その方たちと、市職員とが共同で避難所運営ゲームHUG(ハグ)の研修を行なったり、避難所開設運営訓練、こちらのほうに一緒に参加していただくなどして、スキルアップを図っているところです。自主防災組織、単位町内会の人材育成としては、28 年度中に HUG（ハグ）や DIG（ディグ）などの図上訓練、また、災害事例を交えての災害時の対応等を講義内容とした出前講座を平成28年度中に計29回開催し、1,137名の市民の皆様に参加していただくなどをしながら、防災意識の向上に努めてきたところです。今後についても、さまざまな機会を捉え、防災意識の向上を図りたいと考えています。

國枝委員長

稲田委員。

稲田委員

ありがとうございます。

私もHUG（ハグ）に参加させていただきましたけれども、出席の方たちがほとんど高齢者の方が多くて、何年か前に老人力という小説が出ましたけれども、老人の底力というのもあるんですけれども、若い方たちの参加が非常に少ないので、とても不安に思っております。これはどうしたらいいのか。学校、PTAは若い方たちが多いですから、何か若い方たちが参加できるような仕組みをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

國枝委員長

及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長

出前講座については、各町内会等からの申し出により、市と調整して行っているところです。平成29年の最近の傾向を見ると、土曜、日曜、休みの日等に総会等が行われる、そういう日とかに合わせて、防災に関する出前講座を希望される場合が見受けられます。したがって、勤務とか、学校とかいう理由ではなく、土日に開催していますので、若い世代の方が、防災意識についての意識が高齢の方に比べると若干まだ薄いのかなという感想です。今後については、そういう若い世代にも防災意識の向上を図っていただけるような方法についても検討していく必要があると考えているところです。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

それでは3点ほどお伺いしたいと思います。

1つは職員課で行っております、障がい者雇用創出事業です。決算書で85ページ、主要施策の報告書では16ページになっておりますけれども、障がい者雇用自立支援法に基づきまして、市として、障がい者を雇用するという事業ですけれども、実績を見ますと、第1種非常勤職員3名と、第1種臨時職員1名ということになっておりますけれども、これまで就労につきましては、こうした非常勤職員を継続して行っているのか、それともその年度ごとに雇用しているのか、というところも含めて、平成28年度までの実績とこの評価をお願いしたいと思います。

2つ目は新庁舎建設事業、決算書で91ページですけれども、先ほどの川崎委員の質問とも関連しますけれども、階段室の温度管理、南側の階段室の温度管理については、非常に高温になってきていると。先ほどの答弁では想定外というふうなご答弁をされておりますけれども、設計段階で階段室の温度管理についてはどう考えていたのかというところをお聞きしたいと思います。

それから3点目は、自主防災組織育成事業です。決算書の95ページ、施策に関しては41ページになりますけれども、今、稲田委員との質問とも関連しますけれども、地域の防災組織等の組織化については、数字もそうなんですけれども、地域的な組織化の状況というのは、どうなっているのか。まんべんなく地域ごとにされているのか。特に防災マスターの人材的な問題が偏っていないのかということをお聞きしたいと思います。それと、全体として防災組織の組織化ですとか、防災訓練の計画の実施については、全市的に全て行われることが望ましいと思うんですけれども、そこら辺の計画というか、どういった形で実

施していくのかという計画などを作られているのか。作られていれば、それとの関係で、今の 28 年度実績はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

國枝委員長

佐藤職員課長。

佐藤職員課長

障がい者雇用創出事業についてお答えします。障がい者雇用創出事業については、障がいのある方が自立して健やかに暮らせるように支援するため、就労に必要な知識、能力の習得に向け、その意欲や能力に応じた就労の場を提供して、次の就職につなげていくことを目的として、平成 22 年度から実施をしているところです。平成 28 年度までの任用の状況としては、臨時職員、非常勤職員として 8 名の方を任用しました。障がいのある方について、まず、臨時職員としての募集を行い、臨時職員としてまず 6 か月の任用、そこから一回の更新で最大で 1 年ということになります。臨時職員としての勤務状況ですとか、ご本人の意欲を考慮して、その後、非常勤職員として 1 年ごとの更新で最長 5 年までということで任用をしています。これまでに任期満了ですとか、自己都合退職により 4 名の方が退職をされていますが、そのうち 1 名の方が、次への就職が決まったということでの退職ですので、その分での実績があったというふうに認識しています。そのほかの方については、残念ながらご本人のお体の状況ですとか、ご家庭の事情などにより、退職後すぐにほかのところを見つけられてはいないですが、市役所の経験が今後につながっていくものと、私どもとしては捉えているところです。

國枝委員長

及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長

まず、1 点目が、新庁舎南東側階段室の温度についてですが、階段室については、人が滞在するロビーや執務室などの居室エリアとは異なる移動エリアであることから、夏場の日差しなどを受け、一定程度上下階での温度差が生じることは、設計段階において想定していたところですが、今般の夏場等における温度の上昇については、想定を超えた温度の上昇であり、来庁者の皆様に対し、一定期間エレベータの利用をお願いするなど、ご不便をおかけしたところです。原因としては、やはり換気量の不足による空気の滞留などが考えられることから、今後冬期間の状況なども把握した上で、改善策について検討したいと考えています。

2 点目です。災害発生時において、共助の面で中心的役割が期待される町内会単位等での自主防災組織については、平成 28 年度末において、組織率が 70. 6%で全道平均の 54. 3%

を16. 3%上回っている状況です。自主防災組織等で行っていただく避難訓練等の訓練については、平成29年に入ってからですが、既に2町内会においては、避難訓練を実施しているところです。こちらの進め方としては、やはり町内会、自主防災組織のほうからの声掛けが市にあり、中身、運営の仕方等について一緒に考え、実施の当日等には協力をさせていただくという流れになっているところです。したがって、今後の具体的な計画等は持ち合わせていないところです。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

まず、障がい者雇用なんですけれども、任期満了で4名の退職の内、1名が就職に至ったということなんですけれども、任期満了というのは非常勤職員の 5 年を経過したということだと思うんですけれども、1名就職されたということはいいと思うんですけれども、その中で、それ以外は病気だとかそういうのでだめだったということで、わかりました。なるべくそういう病気ですとか、体調不良というのはなかなか大変だと思うんですけれども、結果的に就職するということだけじゃなくて、市役所を通して、最長5年を過ぎた段階で、職をある程度斡旋すると言いますか、紹介するとかそういう積極的な取り組みを進めていただきたいと思いますけれども、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

それから 2 点目なんですけれども、新庁舎の南側ロビーの問題なんですけれども、これは私も 5 月に開庁した時に、見た段階で、これは夏はひどいなというふうに私のような素人の人間でも思ったわけで、そういう設計の専門家の方がこの内容をわからないというのが、ちょっと理解できないと思います。そういう意味では、改善策を求めるということなんですけれども、先ほど瑕疵担保責任の問題もあるんですけれども、こうした夏だけではなくて、今後冬場の雪の問題とか、そういう中で、出てきた庁舎内の不具合については、瑕疵担保責任として、事業者のほうに改善を求めていくのか、それとも、市として改善を自主的にやっていくのか、そこら辺のところはどういう考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、3点目の自主防災組織の育成なんですけれども、基本は自主防災組織の申し出によるということなんですけれども、先ほど稲田委員からも言われたとおり、なかなか町内会とか、そういうところだけではなくて、むしろＰＴＡとか、今小学校とか中学校に親父の会とか、そういうところがあるので、そういう若い人たちを巻き込んだ自主防災の組織化とは言わないんですけれども、そういう訓練ですとか、そういうものの持ちかけを市としても行っていかないと、町内会でやろうということでやっても、やはり今の高齢者主体の町内会運営の枠からなかなか出ていかないんじゃないかなという気がするんですけれども、そこら辺の改善の考えについてお聞かせ願いたいと思います。

國枝委員長

佐藤職員課長。

佐藤職員課長

障がい者雇用創出事業についてですが、これまで私どもとしても、本人や所属の課長、主査と定期的に面談を行い、どんな業務をやっているかとか、実際の勤務状況、また、本人が勤務をしていて感じること等を面談でお話をさせていただき、また、就職に向けた助言とか、情報提供を行うとともに、将来の就職に向けた意識付けを図ってきたところです。また、業務経験とか知識の習得、さらなるスキルアップを図るために、ご本人が希望した場合には例えば事務部門から窓口などの市民対応の部署というように、配置部署の異動なども行ってきたところです。今後についても引き続き一人ひとりの状況に応じ、十分配慮していくことが必要であると認識していますし、さらにより良い支援の方法についても検討したいと思っています。

國枝委員長

及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長

まず、新庁舎が完成してからの不具合についての対応についてですが、先ほど答弁した南東側階段については、いろいろと原因もあります。防音の関係で外気を自然に吸気することが難しい、また、防火区画となっており、換気扇は最上階機械室前の踊り場のところに付いてはいますが、換気量が不足しているという点も見受けられます。そのようなことについても、今後そういういろいろな問題等が出た場合には、個別にその事例について判断し、事業者に負担をお願いするのか、市側が負担するのかということについて判断したいと考えています。

2点目です。委員からご指摘のありました、小学校のＰＴＡ等、そういうところに声掛けをということですが、自主防災組織のほうからは、来年度こういうような訓練をやりたいですとか、もう少し時間をかけて決めてから相談を具体的にしたいということで、既に複数件の相談が寄せられています。やはり、町内会とかでも、事業を行う際には予算化もそうですが、決定するまでに時間を要するという説明を受けているところです。まずは、町内会、自主防災組織のほうがそういう意欲をもって、訓練等を行いたいという要望がありますので、まずはそちらの要望に応えながら進めたいと考えているところです。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

障がい者雇用について、障がい者雇用という枠組みではないのかもしれないんですけれども、正規の職員採用で、これまで障がいをお持ちの方が職員として採用されてきたという事実というのはあるのかどうかということが1点です。

2つ目なんですけれども、新庁舎の不具合の問題について、これから事業者と負担を含めてということなんですけれども、新庁舎の瑕疵担保責任というのは、どういう形で、例えば何年間の瑕疵担保責任を持つという契約内容はどういうふうになっているんでしょうか。これから冬場とかいろいろ出てくると思うんです。その中で、市としてこのいろんな不具合について、事前に事業者とどういう形で考えをもって契約していたのかということも含めて考えをお聞かせ願いたいと思います。

國枝委員長

佐藤職員課長。

佐藤職員課長

正職員の障がいのある方を対象とした採用試験ですが、毎年やっているわけではないですが、事業主も障がいがある方を雇用する率というのがあり、それを見ながら年度によって、特別にそういった採用試験を行っている場合があり、ここ 3 年ほど障がいのある方を対象にした試験を行っています。身体に障がいのある方を対象にして、一定の年齢層、大体30歳から35歳くらいまでを募集の対象として実施をしているところです。

國枝委員長

及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長

瑕疵担保責任の年数とかの具体的な数字ですが、手元に契約書等を持っていないものですから、細かいところは今把握していないところです。ただ、まず来年 5 月に 1 年点検というのが実施されることになっています。その際に、不具合等が見つかった場合には、基本的に市側に責任がないものについては、事業者に負担していただいて、改善するという考え方で進めていきたいと考えています。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、通告 3 項目をしていますが、自主防災組織育成事業は他の委員さんも質問し

ていますので、これは重複していますので、カットして2点だけ。

防災費、95 ページ、昨年の予算委員会の時も質問したんですが、自衛隊の砲撃音による住宅防音工事の実施件数は28年度はどうだったのか。それと、ここの砲撃音の区域設定の時に、地元要望からは測定箇所を 5 カ所程度ぜひ測定してほしいと要望があったと思いますが、28年度の実績としては何カ所で測定をしたのかお聞きをいたします。

それから、同じく95ページの防災資機材整備事業。これは、各委員さんからさまざまな角度で質問がありましたが、私は1点。市としての資機材の備蓄の目標に対しての28年度時点の整備率、これはどこまで達成したのか、ここをお聞きします。

國枝委員長

及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長

自衛隊の砲撃音による住宅防音工事の実施件数については、平成28年度末現在で8件の要望があり、うち4件が実施済みとなっているところです。砲撃音の測定については、北海道防衛局に対し新たな測定場所の設置を要望しているところですが、現時点においては、西部小学校と島松の一般住宅の2カ所で実施しているところです。本市としては、引き続き住宅防音工事の早期実施及び測定箇所の増設について、北海道防衛局に対し要望したいと考えています。

続いて、2点目、防災資機材の整備率についてですが、主な資機材は、およそ95%の整備率となっているところです。ただし、おしり拭き用のウェットティッシュは、53%となっていることから、平成29年度中に目標を達成できるよう整備したいと考えています。なお、食料品は、平成27年度末で100%を超えていたところですが、平成28年度中に地震による想定避難者の数を5,715名から7,924名に見直したことに伴い、備蓄目標も見直しを行っています。その結果、28年度末現在では、67. 8%に減少している現状です。今後については、単年度で大量に賞味期限を迎えることのないよう配慮しながら、段階的に備蓄数量を増やし、平成33年度に目標を達成する計画としているところです。また、災害時における物資の供給に関する災害時協定の締結を今年度マックスバリュ様、セブンイレブン様と行うなど、災害時においても食料品等の供給が期待できる企業さんと新たに協定を締結しているところであり、引き続き民間企業との協定締結を進めたいと考えています。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは再質問を2点ほどします。

自衛隊の砲撃音ですが、28年度において、騒音レベルを超えた回数は何回あったのか。
それから、先日オスプレイが来た日米共同訓練がありましたけれども、今回の訓練の期間の中での砲撃音、音に関して市として騒音レベルまで達したような状況は掴まれているのかお聞きします。
それから、防災資機材に関して1点お聞きします。以前一般質問でもお聞きしましたが、簡易エアマットを試験的に導入したかと思うんですが、これの使い勝手と、これは今後目標数値等を決めて数を増やしていくお考えなのかどうか、この点お聞きします。

國枝委員長
及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長
砲撃音の測定を行い、平成28年度中に規定値を超えた回数については、島松の一般住宅において、10月に1日だけ規定値を超えた日がありました。また、オスプレイが参加した日米共同訓練が行われた期間については、北海道防衛局が防音測定を行っています。測定場所は、農民研修センター敷地を利用して、測定しましたが、36号を走る車等の暗騒音等を排除するなどの調整等が現在進められています。詳細については、追って防衛局から報告がきますので、その際にはホームページ等でもお知らせしたいと考えています。
続いて、防災資機材ですが、エアマットについては、実際に避難所訓練等で市民の方にご使用いただいたところ、使用感も良く、私どもとしては収納スペースをとらないということで、導入の方向で考えており、平成29年度中に500枚ほど購入する予定としているところです。

國枝委員長
以上で、通告による質疑を終わります。
ほかに質疑はございませんか。
板垣委員。

板垣委員
職員費の中で、私は時間外勤務が大変期待外れな結果だったので、これを留保して総括で質問いたします。

國枝委員長
ほかにございませんか。
以上で、総務費のうち、総務管理費の一般管理費、文書費、施設管理費、車輌管理費、職員研修費、職員福利厚生費、公平委員会費、防災費、情報管理費、財政情報公開事業及

び社会保障・税番号マイナンバー制度システム等導入事業を除く情報化推進費、徴税費、選挙費、監査委員費、職員費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休　憩　　16時04分

再　開　　16時07分

國枝委員長

休憩を解き再開いたします。

次に、消防費の質疑を行います。

田辺委員。

田辺委員

1点お伺いします。通告では消防団活動支援事業というふうに書いてあるんですけれども、もしかしたら消防団運営経費のほうかもしれないんです。報告書のほうには活動支事業しかなかったので書きました。すみません。

質問します。たまたま新聞の報道で読んだんですけれども消防団員の方が退職時に受け取る報奨金について、自治体側が団員の定数に応じて共済制度に支払っている掛け金の総額と、実際の団員数から算出した、掛け金の総額との差額が全国ですけれども13億円を超えている実態があるとの記事がありました。これは少子高齢化などで全国的に団員のなり手不足で定員割れのため、多くの自治体が余剰の出費を強いられているというものだそうです。この掛け金は毎年10月1日現在の団員定数を基に1人当たり年1万9千円を負担する仕組みとのことなんですけれども、当市においてはどのようになっているのか、お伺いします。

國枝委員長

林消防総務課長。

林消防総務課長

まず、予算の項目ですが、これは非常備消防費の中の負担金及び補助金及び交付金に該当するかと思います。新聞報道にありましたのは、消防団員の方が退団されたときの退職報奨金の掛け金のことだと思いますけれども、この掛け金については、消防団員等公務員災害補償等責任共済等に関する法律施行令の中に算定方法が規定されており、私どもはこの規定に基づき支出しているところです。

國枝委員長

田辺委員。

田辺委員

規定に基づいて支出しているということは、定数で、実際の数でどちらでということなのでしょうか。それで差額というか本当はいない人の分も負担しているといことはないということで理解してよろしいのでしょうか、お伺いします。

國枝委員長

林消防総務課長。

林消防総務課長

規定によりますと、前年度の 10 月 1 日の条例定数を乗じてという計算方法となっていますので、私どもの支払いは 1 万 9200 円に条例定数の 120 人の人数を掛けた金額で支払いをしています。ちなみに、消防団の実際の人数は今現在 114 名となっています。

すいません、28 年度に支払った掛け金については、その前年の 27 年度の 10 月 1 日の計算基準ということになりますので、その時点で捉えますと実際の人数は 116 名です。

國枝委員長

田辺委員。

田辺委員

ということは、数としては少ないかもしれないですけれど、4 名分は国の総務省の規定に沿って払っているということなんですけれども、この総務省、消防庁の見解としては、各市町村の負担の公平性と制度の安全性の確保のために、定数で掛け金を決めていくということだそうなんですけれども、先ほどの新聞記事にもあったように、全国的にはこの 13 億円もの投入がされているというこの制度自体はちょっといかがなものかと思うんですけれども、これについて 4 名分多く払っていることの見解はどのようにお持ちかということと、120 名のところ 116 名ということですから、ほぼ定員に近い消防団の方が維持できているということなんですけれども、少子高齢化という中で、なかなか、なり手がいないという話も聞きますけれども、うちのまちでは心配はあまりない、なり手としては確保のほうであまりご苦労はないということで捉えてよろしいのでしょうか。

國枝委員長

山﨑消防長。

山﨑消防長

まず、人数の関係ですけれども、定数ということで法律と政令で 120 名ということで決められていますので、これに則った形で掛け金を払っていかならければならないと思っています。消防団員については、あくまでも公平性の部分でいきますと、年度の中での増減というか、退団されたり、加入されたりという動きもあることから、ある程度公平性を保つ、消防庁の見解ですけれども、そういった中で、それぞれ基準を設け、支払っていかなければならないと思っています。また、消防団員数ですけれども、私どもも、消防団については、地域の実情に応じ 120 名という定数を決めています。消防団の方につきましては、当然地域に密着した消防行政の中核的な役割を担っていただいていますので、120 名、全員が入っていただけるような形で、ポスターですとか、火災予防運動期間中の加入促進ですとか、いろいろな手立てを講じ、定数を満たすような形で団員が入っていただける方策をこれからも続けていきたいと思っています。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは簡潔に 3 点お聞きします。

まず、195 ページ常備消防経費。消防関連施設では、消防本部、それから大曲出張所等の建物が新しくなりまして、いわゆるエアコン等が入った最新の設備になりますが、残されたのが西の里出張所になると思うのですが、今、公共施設がエアコン、LED がだんだん当たり前になってきている中で、今後の西の里出張所の整備計画はどうなるのか。それから、照明に関しては消防本部一部 LED 化になっていますが、そうでない部分があるんですが、今後の整備の進め方はどう考えているのかお聞きします。

2 点目、消防費応急手当普及啓発事業、197 ページ。救急救命講習の実績と講習の担当職員の時間外勤務の実態は 28 年度はどうだったのかご説明願います。

3 点目、これはちょっとページ数該当しないのですが、28 年度のドクターヘリの要請回数と搬送実態はどうだったのかお答えください。

國枝委員長

林消防総務課長。

林消防総務課長

エアコンの整備と照明の LED 化についてお答えいたします。

エアコンについては、先ほど藤田委員もおっしゃられたように、消防本部、それと大曲出張所は執務室、仮眠室等、おおむね整備されている状況です。また、あと西の里出張所

に関しては現在、仮眠室のみの整備ということにとどまっています。それと照明については、やはり大曲出張所は建て替えの際に LED 化しており、消防本部のほうも指令室の指令台更新時にそこを LED 化している状況で、西の里出張所等には整備されていないという状況です。ただ、消防関連施設については、消防団の詰所も含めまして、整備してから相当年数が経過しているものもございまして、中には設備等々老朽化が目立つ箇所も多々ございます。そういったことから、今後そこの出張所 1 棟ということでなくて全体の修繕計画を立てていく中で、いろいろ検討したいと考えています。

國枝委員長

山口消防署長。

山口消防署長

講習会の関係ですが、平成 28 年度の講習会の状況は、実施回数が 117 回、受講者数が 2865 名となっています。その中で非番の対応回数が 6 回、人員については 12 名となっています。時間外の金額は、5 万 4 千円で、前年の半分程度となっています。

それから、ドクター—ヘリの関係ですが、ドクターヘリについては平成 28 年度 20 件の要請があり、そのうち 11 件をドクターヘリで搬送しています。うち残り 9 件については、要請後にキャンセルが 2 件、ヘリ到着後にドクターの指示で、そのまま救急車で陸送というのが 4 件。それから要請はしたんですけれども、天候不良ですとか、出動中ということで出動不可が 3 件という状況になっています。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、救急救命講習について 1 点。

今まで積み重ねてきたこの講習で、大体市民の何割くらいがこの講習を受けたという計算になるのか。同じ方が何回も受けているケースもあるかと思うんですが、消防としてどの程度の割合がこの救急救命講習を受けていただいたと認識しているのか。

それから、ドクターヘリについては、もし差し支えなければ、搬送して、救命状況。病院等に運ばれてその後、助かったのかどうかを含めて、もしわかればお答えください。

國枝委員長

工藤消防救急指令課長。

工藤消防救急指令課長

手元に資料がないんですけれども、長期総合計画実施計画の中での目標として、確か40%ぐらい、今おっしゃられたように重複された方もいますけれども、40%くらい市民の方が受けられています。

ドクターヘリの状況ですけれども、先ほど山口消防署長からも言いましたように、不搬送になった場合だとか、ドクターが陸送を判断する場合などがあります。これはほとんど重症例なんですけれども、中には明らかにもう亡くなっている場合もありますので、かなりいろいろありますので、ここで個別にお答えするのはなかなか難しいと思います。

國枝委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

國枝委員長

以上で、消防費の質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の予定していた審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

國枝委員長

ご異議なしと認めます。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労様でした。(16:20)

委員長　國枝　秀信